

《Ver.3103》

鹿児島県応急仮設住宅建設マニュアル

平成31年3月

※本マニュアルは、現在作成中の「鹿児島県木造応急住宅供給マニュアル」に併せて、今後見直しを行う予定です。



目次

第1章 総論	1
第1節 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項	2
1. 1. 1 応急仮設住宅の目的と供与方法	2
1. 1. 2 対象とする応急仮設住宅の位置付け	4
1. 1. 3 供与期間	4
1. 1. 4 供与主体	5
1. 1. 5 建設コスト	6
1. 1. 6 着工時期と建設期間（目安）	6
第2章 平常時からの準備	7
第1節 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等	8
2. 1. 1 被害想定	8
2. 1. 2 被害想定に基づく必要戸数の想定等	12
2. 1. 3 災害発生後に行う必要戸数の推計方法の確認	12
第2節 被害想定に基づく必要戸数に応じた建設候補地の確保	13
2. 2. 1 建設候補地の事前調査・リスト化	13
2. 2. 2 建設候補地の定期的見直しと 災害発生時の体制準備等	13
第3節 標準仕様の設定	14
2. 3. 1 標準仕様と多様な供給主体による供給	14
2. 3. 2 標準仕様の設定に向けた仕様の見直し	14
第4節 建設事業者等との協定・発注準備	17
2. 4. 1 協定	17
2. 4. 2 発注準備	18
第5節 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理	19
2. 5. 1 県の業務	20
2. 5. 2 市町村の業務	21
2. 5. 3 関係団体等の業務	22
第6節 コミュニティ、要配慮者への配慮方針	22
2. 6. 1 コミュニティ施設、交通の確保	22
2. 6. 2 コミュニティ等に配慮した入居管理	23
2. 6. 3 福祉仮設住宅の建設	23
2. 6. 4 サポート施設の建設	23
2. 6. 5 配置計画の工夫	23
第7節 定期的な情報更新・事前訓練等の実施	24
2. 7. 1 定期的な情報更新・事前訓練等の実施	24

第3章 災害時における対応 ······ 25

第1節 初動（発災当日から数日） ······ 26

- 3. 1. 1 マニュアル等の確認と体制の整備 ······ 26
- 3. 1. 2 連絡体制の確認、関係者との協議 ······ 26
- 3. 1. 3 情報の収集・整理、記録、報告、広報 ······ 27
- 3. 1. 4 業務スペース、車両の確保等 ······ 27

第2節 必要戸数の推計と要請 ······ 29

- 3. 2. 1 初期情報からの推計と要請 ······ 29
- 3. 2. 2 追加情報による推計と必要戸数の見直し ······ 29

第3節 用地の確定 ······ 31

- 3. 3. 1 建設候補地リストの確認 ······ 31
- 3. 3. 2 用地の確定 ······ 31

第4節 建設事業者の確定・発注 ······ 32

- 3. 4. 1 協定団体等との協議と発注 ······ 32
- 3. 4. 2 協定団体等における体制整備 ······ 32

第5節 発注仕様の確定 ······ 33

- 3. 5. 1 発注仕様の確定 ······ 33

第6節 資材不足等への対応 ······ 35

- 3. 6. 1 建設事業者からの情報収集 ······ 35

第7節 建設の進捗管理、検査、引き渡し等 ······ 35

- 3. 7. 1 進捗管理 ······ 35
- 3. 7. 2 検査・引き渡し ······ 35

第8節 瑕疵対応、維持保全・メンテナンス、追加工事対応等 ······ 38

- 3. 8. 1 維持保全・メンテナンス ······ 38
- 3. 8. 2 瑕疵対応 ······ 38
- 3. 8. 3 追加工事対応 ······ 38

第9節 個人情報の管理 ······ 38

- 3. 9. 1 個人情報の管理 ······ 38

第4章 応急仮設住宅の解消、撤去・再利用 ······ 41

第1節 応急仮設住宅の解消、撤去・再利用 ······ 42

- 4. 1. 1 応急仮設住宅の解消、撤去 ······ 42
- 4. 1. 2 応急仮設住宅の再利用 ······ 42

(付表) 連絡担当課一覧 ······ 45

第1章 総 論

第1節 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

第1節 応急仮設住宅の建設において前提とすべき事項

1. 1. 1 応急仮設住宅の目的と供与方法

【目的】

- ・災害救助法による応急仮設住宅は、「災害時に住家が全壊・全焼・流出し、居住する住家が無い者等で、自らの資力では住家を得ることができない者」に対し、供与することとされている。

（災害救助法告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（以下「告示」という。）第1章第2条第二号による。）

応急仮設住宅は、迅速に供与し避難所の被災者を早急に入居させるとともに、安定した居住が確保される恒久住宅への転出を早期に実現し、その役割を終えるべき住宅である。

《補足》

- ・東日本大震災や熊本地震においては、半壊や市町村長の避難指示等を受けた場合等でも、希望者には応急仮設住宅に入居できる弾力運用が図られている。
- ・大規模災害発生時には、自力で確保できるかどうかを審査して制度運用することは、実務上困難であり、住宅を失った者については、建設、借上のいずれかの住宅等の供与が求められるものと想定される。

【供与方法】

- ・災害発生後、緊急に建設して供与する「建設型仮設住宅」の他、民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅（借上型仮設住宅）」がある。
- ・被災住宅の応急修理や借上型仮設住宅等の優先順位
 第1位 被災住宅の応急修理により住宅確保が可能な場合は、それを優先する。
 第2位 公営住宅等の公的住宅の空室の活用が可能な場合は、それを優先する。
 第3位 被災者がみなし仮設住宅を希望し、借上げが可能な場合は、それを優先する。
- ・建設型仮設住宅を中心とすべきと考えられるケース
 - (1) 地域との結びつきの維持の必要性から被災地を離れることが難しい住民の多い地域。（高齢者等、一次産業従事者など）
 - (2) 公営住宅の空き家や借上げが可能な民間賃貸住宅の戸数が少ない地域。

【参考資料】

国土交通省住宅局住宅生産課「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ（平成24年5月）」

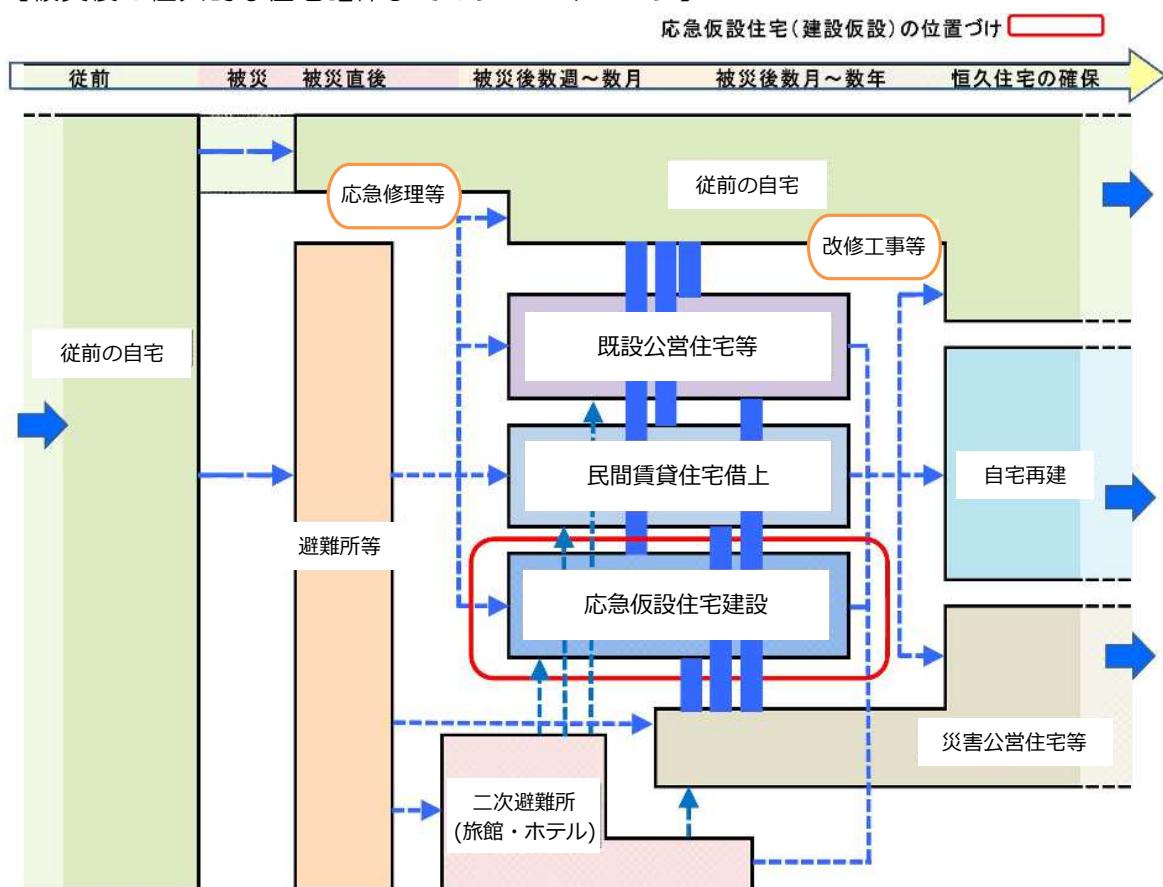
- ・被災者が希望する場合は民間賃貸住宅の借上げ、自宅の応急修理を優先。
- ・応急仮設住宅を供給する場合は、建設仮設にこだわることなく、借上仮設を有効に活用すべき。
- ・応急仮設住宅は早期解消すべき。長期利用が想定される場合は高齢者等、団地計画、行政サービス等に配慮。
- ・供与主体は被災都道府県が原則。被災市町村の能力等を勘案して業務を委任。
- ・大規模災害においては、建設期間は最長6ヶ月で必要戸数を建設することを目標とし、その間の避難者の生活環境改善、建設状況の情報提供が必要。

鹿児島県地域防災計画（平成30年4月）抜粋

項目	概要
建設場所の確保	災害の規模及び種別等に応じ、市町村等と協議し適当な空地に建設する。また、市町村は、速やかに用地確保ができるよう、市町村毎に応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておくものとする。
供与の対象とする者	入居資格 次の各号の全てに該当する者のか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯1か所限りとする。 (ア)住家が全焼、全壊又は流失した者 (イ)居住する住家がない者 (ウ)自ら住家を確保できない者
応急仮設住宅の管理	市町村は、各応急仮設住宅の適正な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

1. 1. 2 対象とする応急仮設住宅の位置付け

【被災後の恒久的な住宅確保までのフローイメージ】



出典：応急仮設住宅建設必携中間取りまとめ／国土交通省住宅局住宅生産課

1. 1. 3 供与期間

- ・災害救助法において、「応急仮設住宅の供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること」と原則されており建築基準法において、最長2年3ヶ月とされている。（告示第1章第2条第二号）
- ・この期間は、著しく異常かつ激甚な非常災害を対象とする「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条」を適用することにより、さらに1年ごとに、特定行政庁の許可を受けることで延長可能とされている。
なお、安全性に係る建築基準等が一部緩和されており、長期の利用は適当でない。
- ・災害が大規模なため、復興に時間を要して、供与期間が長期化することが想定される場合には、高齢者・障害者等の入居や、生活利便施設の設置等に配慮した団地計画、行政サービスの提供等、一定の長期利用を想定した整備を検討する。

1. 1. 4 供与主体

- ・災害救助法における応急仮設住宅の供与主体は、原則県知事とされており、市町村長に委任することができることとされている。（災害救助法第13条第1項）
- ・市町村長に委任する場合は、発注能力、工事管理能力、被災市町村の体制等を把握した上で、可能な範囲で委任する。

【鹿児島県地域防災計画（抜粋）】

1 応急仮設住宅の供給

(1) 実施者

ア 災害により住家が全焼、全壊又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、市町村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任の通知により市町村長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

イ 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

1. 1. 5 建設コスト

- ・1戸当たりの規模は、地域の実情や世帯構成等に応じて設定する。
- ・設置のため支出できる費用は、1戸当たり5,610,000円以内（平成30年4月現在）とする。（告示第1章第2条第二号）
- ・これまでの災害においては、災害の状況に応じ、特別基準を設定し弾力的な運用がなされている。

（近年の災害での応急仮設住宅の戸当たり単価）

発災日	災害名	災害救助法に基づく	
		一般基準	実際の単価
2004年10月23日	新潟中越地震	2,433,000円	4,725,864円
2007年3月25日	能登半島地震	2,342,000円	5,027,948円
2007年7月16日	新潟中越地震	2,326,000円	4,977,998円
2008年6月14日	宮城・岩手内陸地震 (岩手県)	2,366,000円	5,418,540円
	宮城・岩手内陸地震 (宮城県)		4,510,000円
2011年3月11日	東日本大震災	岩手県	約568万円 ※1 12.8万円/m ² ※2
		宮城県	約664万円 ※1 12.5万円/m ² ※2
		福島県	約574万円 ※1 12.5万円/m ² ※2

※1 談話室・集会所の建設費、造成費、追加工事費等を含む建設コストの戸当たりの平均コスト

※2 造成費、追加工事費を含む建設コスト（談話室、集会所の建設費は含まない）の総戸数の延床面積1m²当たりの平均コスト

1. 1. 6 着工時期と建設期間（目安）

【着工時期】

災害救助法による応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

【建設期間（目安）】

過去の震災での応急仮設住宅の標準的な建設期間は、着工から完成まで、約5～7週間が標準となっている。

概ね5万戸程度を建設した阪神・淡路大震災、東日本大震災規模の災害においても、災害発生後、最長でも概ね6ヶ月以内に建設することが目安とされた。

第2章 平常時からの準備

- 第1節 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等
- 第2節 被害想定に基づく必要戸数に応じた建設候補地の確保
- 第3節 標準仕様の設定
- 第4節 建設事業者等との協定・発注準備
- 第5節 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理
- 第6節 コミュニティ、要配慮者への配慮方針
- 第7節 定期的な情報更新・事前訓練等の実施

第1節 被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等

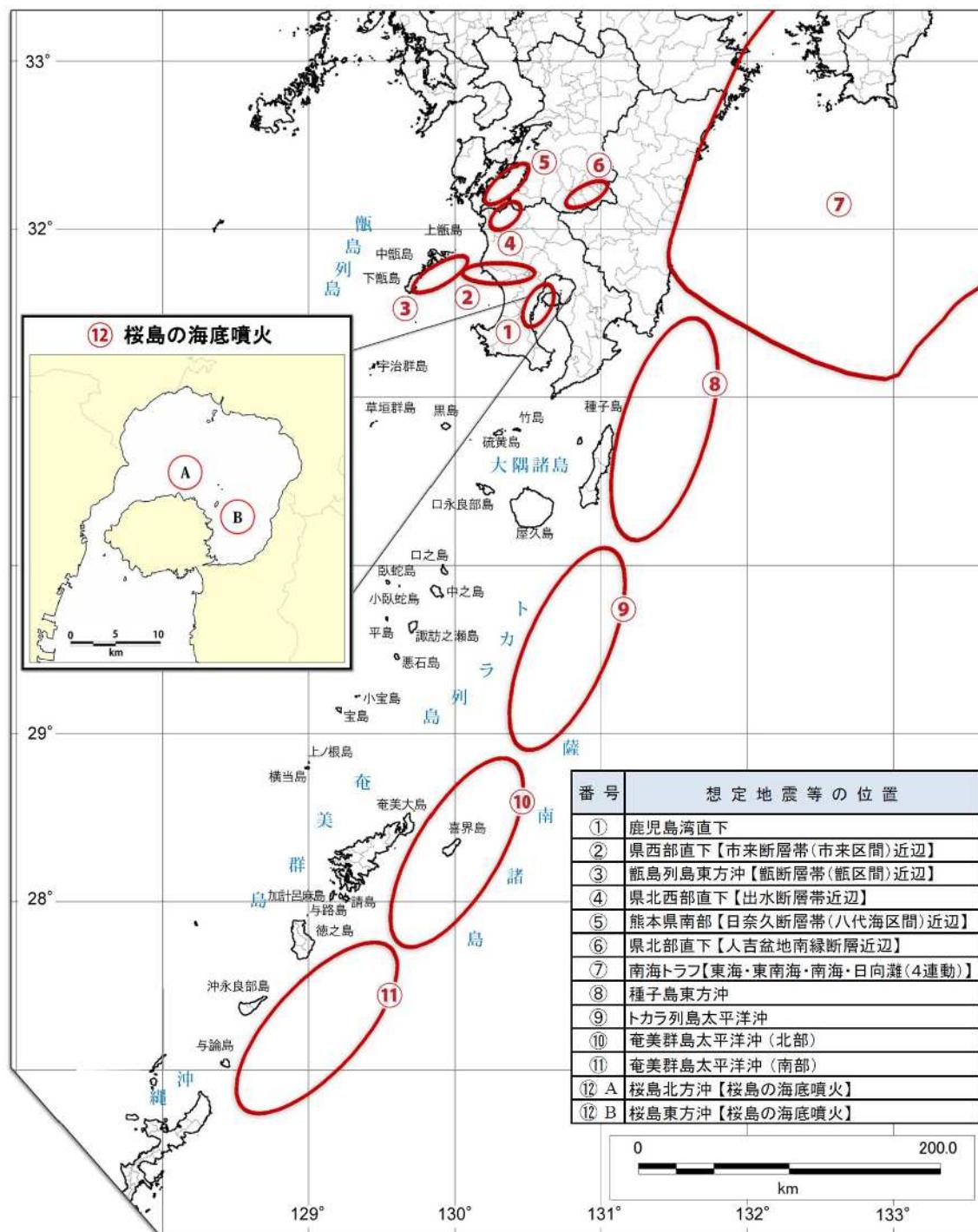
2. 1. 1 被害想定

【災害被害の想定】

鹿児島県地震等災害被害予測調査「被害想定結果の概要」（平成26年3月）

(資料:鹿児島県)

(1) 想定地震等の位置図



(2) 想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	マグニチュード	最大震度	最大津波高
①	鹿児島湾直下	7.1	7	3.40 m (鹿児島市)
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	7	3.27 m (いちき串木野市)
③	甑島列島東方沖 【甑断層帯(甑区間)近辺】	7.5	6強	9.25 m (甑島)
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	7	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	7	2.48 m (阿久根市)
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	5強	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	地震:9.0 津波:9.1	6強	12.01 m (屋久島町)
⑧	種子島東方沖	8.2	6強	5.83 m (西之表市)
⑨	トカラ列島太平洋沖	8.2	6弱	8.69 m (十島村)
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	8.2	7	8.42 m (奄美市)
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	8.2	6強	9.60 m (伊仙町)
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	12.80 m (桜島・高免)
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	12.69 m (桜島・黒神)

(3) 避難者数（想定地震ごとの避難者数）

被災ケース		被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
想定地震	季節・時期	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
①鹿児島湾直下	冬深夜	36,600	22,000	14,600	72,500	36,300	36,100	51,500	15,500	36,100
	夏12時	37,200	22,400	14,800	72,900	36,600	36,300	52,100	15,600	36,500
	冬18時	42,900	25,800	17,100	78,600	39,400	39,200	57,900	17,400	40,600
②県西部直下	冬深夜	25,000	15,000	9,900	37,500	18,900	18,600	33,600	10,100	23,500
	夏12時	26,200	15,800	10,400	38,500	19,400	19,100	34,800	10,500	24,400
	冬18時	27,200	16,400	10,800	39,700	20,000	19,700	36,000	10,800	25,200
③甑島列島東方沖	冬深夜	4,700	3,000	1,700	4,100	2,400	1,600	4,700	1,400	3,300
	夏12時	5,800	3,700	2,100	4,500	2,800	1,700	5,600	1,700	3,900
	冬18時	5,300	3,400	1,900	4,300	2,600	1,700	5,200	1,600	3,600
④県北西部直下	冬深夜	5,600	3,400	2,200	13,700	6,900	6,900	10,200	3,100	7,100
	夏12時	5,800	3,500	2,300	14,200	7,100	7,100	10,600	3,200	7,400
	冬18時	6,000	3,600	2,400	14,300	7,100	7,100	10,700	3,200	7,500
⑤熊本県南部	冬深夜	2,600	1,600	1,000	3,400	1,800	1,600	2,900	880	2,000
	夏12時	2,800	1,800	1,100	3,500	1,900	1,700	3,200	950	2,200
	冬18時	2,800	1,700	1,100	3,500	1,800	1,600	3,100	920	2,100
⑥県北部直下	冬深夜	270	160	110	270	140	140	270	80	190
	夏12時	270	160	110	280	140	140	270	80	190
	冬18時	270	160	110	270	140	140	270	80	190
⑦南海トラフ (地震動：基本ケ-入津波：CASE5)	冬深夜	36,000	22,700	13,300	38,300	22,300	16,000	35,500	10,600	24,800
	夏12時	38,100	24,100	14,000	38,900	23,100	15,800	37,300	11,200	26,100
	冬18時	37,000	23,400	13,700	38,600	22,700	15,900	36,400	10,900	25,500
⑦南海トラフ (地震動：東側ケ-入津波：CASE5)	冬深夜	25,900	16,600	9,300	19,800	13,000	6,800	24,800	7,400	17,400
	夏12時	28,000	18,100	10,000	20,900	14,100	6,800	26,800	8,000	18,800
	冬18時	27,000	17,400	9,600	20,300	13,500	6,800	25,800	7,700	18,000
⑦南海トラフ (地震動：西側ケ-入津波：CASE5)	冬深夜	43,500	27,200	16,300	44,000	25,200	18,800	42,800	12,800	30,000
	夏12時	45,700	28,700	17,000	45,100	26,200	18,800	44,800	13,400	31,300
	冬18時	44,600	27,900	16,700	44,500	25,700	18,900	43,800	13,100	30,700
⑦南海トラフ (地震動：陸側ケ-入津波：CASE5)	冬深夜	40,100	25,100	14,900	42,600	24,500	18,100	40,000	12,000	28,000
	夏12時	42,200	26,600	15,700	43,800	25,600	18,200	42,000	12,600	29,400
	冬18時	41,200	25,900	15,300	43,200	25,000	18,200	41,000	12,300	28,700
⑦南海トラフ (地震動：基本ケ-入津波：CASE11)	冬深夜	38,700	24,500	14,200	40,000	23,900	16,100	38,100	11,400	26,600
	夏12時	41,200	26,200	15,000	41,100	25,100	15,900	40,400	12,100	28,300
	冬18時	39,900	25,300	14,600	40,500	24,500	16,000	39,200	11,800	27,400
⑦南海トラフ (地震動：東側ケ-入津波：CASE11)	冬深夜	28,600	18,400	10,200	21,600	14,600	6,900	27,400	8,200	19,200
	夏12時	31,300	20,200	11,000	23,100	16,100	7,000	29,900	9,000	20,900
	冬18時	29,900	19,300	10,600	22,300	15,300	7,000	28,600	8,600	20,000
⑦南海トラフ (地震動：西側ケ-入津波：CASE11)	冬深夜	46,200	29,000	17,200	45,800	26,800	19,000	45,400	13,600	31,800
	夏12時	48,900	30,800	18,100	47,200	28,200	19,000	47,800	14,300	33,500
	冬18時	47,500	29,900	17,600	46,500	27,500	19,000	46,600	14,000	32,600
⑦南海トラフ (地震動：陸側ケ-入津波：CASE11)	冬深夜	42,700	26,900	15,800	44,400	26,100	18,300	42,500	12,800	29,800
	夏12時	45,400	28,700	16,700	45,900	27,600	18,300	45,000	13,500	31,500
	冬18時	44,100	27,800	16,300	45,100	26,800	18,300	43,800	13,100	30,600
⑧種子島東方沖	冬深夜	35,500	21,600	13,900	45,200	23,200	22,000	37,400	11,200	26,200
	夏12時	37,200	22,700	14,500	45,600	23,600	22,000	38,300	11,500	26,800
	冬18時	36,600	22,300	14,300	45,700	23,600	22,100	38,100	11,400	26,700
⑨トカラ列島太平洋沖	冬深夜	6,100	4,100	2,100	3,200	2,500	770	5,700	1,700	4,000
	夏12時	7,700	5,100	2,600	3,800	3,000	850	7,200	2,100	5,000
	冬18時	6,900	4,600	2,300	3,500	2,700	810	6,400	1,900	4,500
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	冬深夜	14,500	9,300	5,100	14,700	9,200	5,500	15,700	4,700	11,000
	夏12時	15,000	9,700	5,300	15,100	9,400	5,700	16,100	4,800	11,300
	冬18時	15,500	9,900	5,500	15,500	9,600	5,900	16,300	4,900	11,400
⑪奄美群島太平洋沖（南部）	冬深夜	7,100	4,700	2,400	4,700	3,600	1,100	6,700	2,000	4,700
	夏12時	8,500	5,600	2,900	5,500	4,300	1,300	8,100	2,400	5,700
	冬18時	8,100	5,300	2,800	5,400	4,100	1,300	7,700	2,300	5,400

(注) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(4) 避難者数（市町村ごとの避難者数）

市町村名	被災ケース		被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	想定地震	季節・時期	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
鹿児島市	①鹿児島湾直下	冬18時	37,600	22,600	15,000	72,300	36,200	36,100	52,300	15,700	36,600
鹿屋市	⑧種子島東方沖	冬深夜	1,400	860	570	3,200	1,600	1,600	1,700	510	1,200
枕崎市	⑧種子島東方沖	夏12時	160	100	60	100	60	40	160	50	110
阿久根市	④県北西部直下	夏12時	880	530	350	2,100	1,100	1,100	1,400	420	980
出水市	④県北西部直下	冬18時	4,200	2,500	1,700	10,900	5,500	5,500	8,300	2,500	5,800
指宿市	⑦南海トラフ	夏12時	1,900	1,200	640	800	600	200	1,700	520	1,200
西之表市	⑦南海トラフ	夏12時	890	590	300	530	480	50	840	250	590
垂水市	①鹿児島湾直下	冬18時	1,400	850	570	2,300	1,200	1,200	1,700	520	1,200
薩摩川内市	②県西部直下	冬18時	5,800	3,500	2,300	11,300	5,600	5,600	8,000	2,400	5,600
日置市	②県西部直下	冬18時	3,400	2,000	1,400	5,800	2,900	2,900	4,700	1,400	3,300
曾於市	⑦南海トラフ	冬18時	650	390	260	2,300	1,100	1,100	1,100	320	740
霧島市	⑦南海トラフ	夏12時	3,800	2,300	1,500	7,700	3,800	3,800	3,900	1,200	2,700
いちき串木野市	②県西部直下	冬18時	12,600	7,600	5,000	16,300	8,200	8,100	17,500	5,300	12,300
南さつま市	⑦南海トラフ	夏12時	710	470	240	300	230	70	660	200	460
志布志市	⑦南海トラフ	夏12時	6,000	3,900	2,100	5,500	4,200	1,300	6,000	1,800	4,200
奄美市	⑩奄美群島太平洋沖（北部）	冬18時	7,900	5,100	2,800	8,900	5,500	3,400	8,400	2,500	5,900
南九州市	⑧種子島東方沖	夏12時	400	240	160	410	200	200	400	120	280
伊佐市	⑦南海トラフ	夏12時	4,600	280	180	2,100	1,100	1,100	640	190	450
姶良市	⑦南海トラフ	冬深夜	3,100	1,900	1,200	5,900	3,000	2,900	3,300	990	2,300
三島村	⑧種子島東方沖	冬18時	-	-	-	-	-	-	-	-	-
十島村	⑦南海トラフ	冬深夜	-	-	-	-	-	-	-	-	-
さつま町	⑦南海トラフ	夏12時	130	80	50	270	140	140	130	40	90
長島町	⑤熊本県南部	冬18時	820	500	320	1,200	620	600	1,100	330	780
湧水町	⑦南海トラフ	夏12時	390	230	160	1,200	580	580	480	140	340
大崎町	⑧種子島東方沖	冬18時	670	410	270	1,100	540	540	750	220	520
東串良町	⑦南海トラフ	夏12時	840	510	330	890	470	420	830	250	580
錦江町	⑧種子島東方沖	夏12時	160	100	60	250	120	120	190	60	130
南大隅町	⑧種子島東方沖	夏12時	320	200	120	310	180	130	320	100	220
肝付町	⑦南海トラフ	夏12時	2,500	1,600	920	2,300	1,600	710	2,500	750	1,700
中種子町	⑧種子島東方沖	夏12時	490	300	190	1,500	770	740	1,000	310	720
南種子町	⑧種子島東方沖	夏12時	340	210	130	900	480	420	530	160	370
屋久島町	⑦南海トラフ	冬18時	880	590	290	400	360	40	820	240	570
大和村	⑩奄美群島太平洋沖（北部）	冬深夜	190	130	60	200	130	70	200	60	140
宇検村	⑦南海トラフ	夏12時	210	140	70	80	70	10	190	60	130
瀬戸内町	⑩奄美群島太平洋沖（北部）	冬深夜	1,200	780	420	1,000	670	340	1,200	350	820
龍郷町	⑩奄美群島太平洋沖（北部）	冬深夜	900	590	310	860	600	270	940	280	660
喜界町	⑩奄美群島太平洋沖（北部）	冬18時	3,000	1,800	1,100	3,500	1,900	1,600	3,500	1,000	2,400
徳之島町	⑩奄美群島太平洋沖（南部）	夏12時	3,700	2,500	1,300	2,800	2,200	520	3,600	1,100	2,500
天城町	⑩奄美群島太平洋沖（南部）	冬18時	440	270	170	610	330	270	460	140	320
伊仙町	⑩奄美群島太平洋沖（南部）	冬18時	100	60	40	200	100	90	80	30	60
和泊町	⑩奄美群島太平洋沖（南部）	冬18時	360	240	120	180	160	20	340	100	240
知名町	⑩奄美群島太平洋沖（南部）	夏12時	20	10	10	10	10	10	10	-	-
与論町	⑩奄美群島太平洋沖（南部）	夏12時	30	20	10	50	30	20	30	10	20

(注1) - : わずか（5人未満）

(注2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2. 1. 2 被害想定に基づく必要戸数の想定等

《本県の応急仮設住宅建設候補地リスト作成用の必要戸数算定法》

世帯数、人口・・・推計人口・世帯数

避難者数・・・地震等災害被害予測調査※

被災者世帯数・・・避難者数×世帯数／人口

応急仮設住宅・・・被災者世帯数×0.3(旧災害救助法、近年の例等より)

※ 鹿児島県地震等災害被害予測調査「被害想定結果の概要」平成26年3月（資料：鹿児島県）

2. 1. 3 災害発生後に行う必要戸数の推計方法の確認

- ・災害発生後、被害状況等に関する限られた情報を基に必要戸数を推計する必要がある。

【推計方法】

■住宅被害（全壊・半壊戸数）の2～3割を想定

※地域ごとに妥当性を検討する。

《近年の例》

- ・阪神淡路大震災の例

$$\begin{aligned} \text{応急仮設住宅供給戸数 (48,439戸)} & / \text{住宅被害 (249,180棟)} \times 100 \\ = 19.4\% \end{aligned}$$

〔建設分〕

$$\begin{aligned} \text{応急仮設住宅供給戸数 (48,300戸)} & / \text{住宅被害 (249,180棟)} \times 100 \\ = 19.4\% \end{aligned}$$

- ・新潟県中越地震の例

$$\begin{aligned} \text{応急仮設住宅供給戸数 (3,634戸)} & / \text{住宅被害 (16,985棟)} \times 100 \\ = 21.4\% \end{aligned}$$

〔建設分〕

$$\begin{aligned} \text{応急仮設住宅供給戸数 (3,460戸)} & / \text{住宅被害 (16,985棟)} \times 100 \\ = 20.4\% \end{aligned}$$

- ・東日本大震災の例 ※ただし、福島県の情報を除く

$$\begin{aligned} \text{応急仮設住宅供給戸数 (79,263戸)} & / \text{住宅被害 (298,051棟)} \times 100 \\ = 26.6\% \end{aligned}$$

〔建設分〕

$$\begin{aligned} \text{応急仮設住宅供給戸数 (36,394戸)} & / \text{住宅被害 (298,051棟)} \times 100 \\ = 12.2\% \end{aligned}$$

《本県の応急仮設住宅建設候補地リスト作成用の必要戸数算定方法》

- ・「2.1.2 被害想定に基づく必要戸数の想定等」による。

第2節 被害想定に基づく必要戸数に応じた建設候補地の確保

2. 2. 1 建設候補地の事前調査・リスト化

- ・県は、市町村へ候補地の選定を依頼し、提出された建設候補地リストを取りまとめた上で、応急仮設住宅建設候補地リストを作成する。
- ・建設候補地は原則として公有地とする。ただし、適当な公有地が確保できない場合は民有地（無償）でも可とする。民有地については、土地所有者とあらかじめ協定等を締結しておくこと。
- ・選定条件の項目としては、次のようなものが考えられる。

【建設候補地】

- (1) 災害時にガレキ置き場、自衛隊等の活動拠点、ヘリポート等の災害救助対策用地と重複していないこと。
- (2) 災害危険区域等でないこと。

【地形】

- (1) 原則、平坦地とする。

ただし、候補地がない場合は、造成工事が可能な傾斜地の検討を行う。

【ライフライン】

- (1) 原則、ライフライン（水道、電気、通信、ガス等）が整備されていること。
(下水は浄化槽で対応可)

- ・市町村は、上記項目を考慮し、「応急仮設住宅建設候補地調査要領」に基づき候補地を選定した上で、建設候補地リストを作成し、県に提出する。
- ・建設候補地に変更が生じた場合は、隨時、建設候補地リストを更新し、県に提出する。

2. 2. 2 建設候補地の定期的見直しと災害発生時の体制準備等

- ・土地の利用状況の変化等に対応するため、応急仮設住宅建設候補地リストは、3年毎に見直しを行うこととする。
- ・応急仮設住宅建設候補地リストは、災害時にすぐに活用できるよう紙媒体やデータ等の複数媒体を関係各課等で保管・管理しておくこととする。

第3節 標準仕様の設定

2. 3. 1 標準仕様と多様な供給主体による供給

- ・応急仮設住宅について、大量の必要戸数を6ヶ月を目安として建設する場合、県が協定を締結している団体（以下「建設協定団体」という。）の住宅生産力を総動員して建設すべきことから、標準的な仕様等について、建設協定団体と一定の共通認識が必要である。

【標準仕様の設定】

- ・本県における標準仕様は、建て方種別について建設協定団体に応じた、「プレハブ仕様」と「木造仕様」を設けることとする。
- ・「プレハブ仕様」については、近年、県内で建設した応急仮設住宅の仕様とし、「木造仕様」については、「かごしま型木造応急仮設住宅」の仕様とする。
なお、本県の地域特性・気候等を考慮し、台風対策仕様とバリアフリー仕様の検討を行うこととする。

2. 3. 2 標準仕様の設定に向けた仕様の見直し

- ・応急仮設住宅については、今後も本県における仕様の設定に向け、コストや工期も考慮しながら、仕様の見直し等の検討を継続することが有効である。

【参考】 応急仮設住宅の事例仕様及び仕様案（鹿児島県における応急仮設の住宅の仕様等）

本体 又は 外構	部位	近年の鹿児島県における当初仕様の例			かごしま型木造仮設住宅
		プレ協（垂水市）	プレ協（与論町）	既存建物活用（与論町）	
本 体	構造	軽量型鋼フレーム構造（プレースシート仕様）	軽量型鋼フレーム構造（プレースシート仕様）	鉄筋コンクリート造（既存）	在来木造
	基礎	H型鋼（特別仕様） 床組束：木杭又は束立て根がらみ又鋼製束 台風養生アンカー（特別仕様）	H型鋼+RC造バーリング（特別仕様） 床組束：木杭又は束立て根がらみ又鋼製束	鉄筋コンクリート造（既存）	木杭
	屋根	折板屋根（裏面ペフ4mm）	折板屋根（裏面ペフ4mm）	鉄筋コンクリート造（既存）	ガルバリウム鋼板、ルーフィング22kg下張り、厚12コンバネ下地
	天井	カラー合板パネル式（グラスワール厚5cm）	化粧石膏ボード厚9.5（グラスワール厚20cm）	軽鉄下地、一部木下地、化粧石膏ボード厚9.5mm	化粧石膏ボード厚9.5mm（グラスワール厚10cm）
	世帯間仕切り (準耐火壁)	石膏ボードt=9.5+12.5+グラスワール1 0kg厚5cm（小屋裏まで世帯毎）	石膏ボードt=9.5+12.5+グラスワール1 0kg厚5cm（小屋裏まで世帯毎）	石膏ボードt=12.5+12.5+グラスワール 10kg厚5cm（小屋裏まで世帯毎）	強化石膏ボードt=15+グラスワール16kg 厚100mm（小屋裏まで世帯毎）
	間仕切り	木又は鋼製下地、カラー鋼板又は化粧プラスチックボード厚9.5	木又は鋼製下地、カラー鋼板又は化粧プラスチックボード厚9.5	木下地、化粧PB厚12mm	アコーディオンなど
	床	床パネル+4mmベニヤ断熱材入り（グラスワール10kg厚10cm）（特別仕様）+ポリエチレン フィルム敷t=0.15cm（特別仕様）	床パネル+4mmベニヤ断熱材入り（グラスワール10kg厚10cm）（特別仕様）+ポリエチレン フィルム敷t=0.15cm（特別仕様）	木下地、大引+根太	ネダレス工法、押出法ポリスチレンフォーム3 種厚5cm
	壁	外壁：パネル（カラー鋼板内外）断熱材入り、コンロ前：ケイカル板厚6、外壁面（トド除く）：化粧石膏ボード9.5仕上げ	外壁面内部：パネル（カラー鋼板内外）断熱 材入り、コンロ前：ケイカル板厚6、外壁面（ト ド除く）：化粧石膏ボード9.5仕上げ	鉄筋コンクリート造（既存）、一部外壁サイ ディング張	防火サイディング厚16、グラスワール16kg厚 100mm、内壁木下地、石膏ボード厚125mm、ビ ニールクロス貼り、一部杉板厚12mm張
	窓	引き違いアルミサッシ窓（網戸） (網入りガラス、雨戸：特別仕様)	引き違いアルミサッシ窓（網戸）（シャッタ ー式雨戸：特別仕様）、掃き出し窓（居 間：特別仕様（網戸）、玄関網戸（特別仕様）	アルミサッシ窓（既存）	アルミサッシ窓（複層ガラス、給気口付）
	玄関	段差なし、手すり（特別仕様）	段差なし、手すり（特別仕様）	引き違いアルミサッシ戸	アルミ断熱ドア（網戸付）、手すり
	トイレ	手すり、タオル掛け	手すり、タオル掛け	UB	手すり、タオル掛け
	浴室	UB、シャワー、手すり、タオル掛け、脱衣ス ペースカーテン、給湯器追い炊き付き（特別 仕様）	UB、シャワー、手すり、タオル掛け、脱衣ス ペースカーテン、給湯器追い炊き付き（特別 仕様）		手すり（脱衣室） UB（乾燥機能付きは特別仕様）
	（玄戸は専用（物干し））	（玄戸は専用（物干し））	（玄戸は専用（物干し））		物干し
	V0=46m/s仕 様 (特別仕様)		基礎（H型鋼），躯体（部材厚3.2）、屋根、 外壁、開口部（シャッター式戸戸対応） (上記全て特別仕様)		
◆ 設 備 ◆	空調設備	エアコン（和室：特別仕様） エアコンセント（特別仕様）	エアコン（居間：特別仕様） 室外機・転倒防止（特別仕様）	エアコン	エアコン（寝室）
	給水排水設備	水道用硬質塩化ビニル管HVP、VP	水道用硬質塩化ビニル管HVP、VP	給湯器、水道用硬質塩化ビニル管HVP	給水：水道用硬質塩化ビニル管 流し前水栓：シンクレバータイプ（混合栓栓） 汚水排水：一般用硬質塩化ビニル管
	換気設備	流し前プロペラ扇、トイレ・浴室天井扇	流し前プロペラ扇、トイレ・浴室天井扇 小屋裏換気機（特別仕様）	流し前プロペラ扇	24h換気、流し前プロペラ扇、浴室天井扇
	防災設備	住宅用火災警報機	住宅用火災警報機	住宅用火災警報機	住宅用火災警報器
	その他	流し台、吊り戸棚、コンロ台、 電子レンジ用コンセント（特別仕様）、 TVアンテナ（特別仕様） バックガード付き2ロコンロ、洗濯パン	流し台、吊り戸棚、コンロ台、 電子レンジ用コンセント（特別仕様）、 TVアンテナ（特別仕様） バックガード付き2ロコンロ、洗濯パン	流し台、吊り戸棚、コンロ台、洗濯パン	ガス給湯器、流し台、コンロ台 洗面化粧台、吊り戸棚、下足箱 TVアンテナ バックガード付き2ロコンロ
外 構	外部通路		掃き出し窓踏み台設置（特別仕様）		濡れ縁
	玄関スロープ	手すり（特別仕様）	手すり（特別仕様） 木製スロープ設置（特別仕様）		手すり（特別仕様） 木製スロープ設置（特別仕様）
	浄化槽	埋め込み	地上式	埋め込み	埋め込み
	外灯の増設		防犯灯（特別仕様）		
	消火器設置	消火器10型BOX付（特別仕様）	消火器10型（特別仕様）		消火器10型BOX付
	カーブミラーの設置				

【参考】 応急仮設住宅標準仕様書（社団法人プレハブ建築協会）

本体 又は 外構	部位	標準仕様書（応急仮設住宅建設関連資料）	
		プレ協（組立ハウス）	プレ協（ユニットハウス）
本 体	構造	軽量型鋼プレース構造	鉄骨型鋼ユニット構造
	基礎	木杭 : @900 末口 90mm 幕板 : ぬき板 13×90 玄関上り口 : 木製又は鋼製踏台 土台, 大引き : 木製又鋼製 耐風養生（鋼製ワイヤー・カバー付／4間毎）	コンクリートブロック, 平板独立敷 玄関上り口 : 木製又は鋼製踏台 耐風養生はオプション
	屋根	折板葺又は長尺カラー鋼板パネル式	折板又は鋼製
	天井	カラー合板パネル式（グラスワール厚50相当 10kg同等品）	化粧合板又はカラー鋼板 断熱材入り
	世帯間間仕切り (準耐火界壁)	石膏ボード t=12.5+9.5化粧石膏ボード + グラスワール10kg同等品厚50mm相当 (小屋裏まで3世帯毎)	石膏ボード t=12.5+9.5化粧石膏ボード + グラスワール10kg同等品厚50mm相当 (小屋裏まで3世帯毎)
	間仕切り	木又は鋼製下地, 化粧プラスターボード厚9.5	木又は鋼製下地, カラー鋼板又は化粧プラスターボード厚9.5
	床	床パネル, タイルカーペット	合板t=12, タイルカーペット
		合板下地t=4, CFシート又は塩ビシート（玄関, 台所, トイレ）	合板下地t=4, CFシート又は塩ビシート（玄関, 台所, トイレ）
	壁	外壁パネル（外 カラー鋼板断熱材入り, 内 カラー鋼板又はカラー合板） コンロ前 ケイカル板t=4（下地PBt=9.5）	外壁パネル（外 カラー鋼板断熱材入り, 内 カラー鋼板又はカラー合板） コンロ前 ケイカル板t=4（下地PBt=9.5）
	窓	引き違い又は片引きアルミサッシ戸 (上段 : 型板ガラス t=4 下段 : 腰ガラス (出入口) 引き違いアルミサッシ窓 (透明ガラス t=3 網戸) 内部建具 : 原則として凹ディカルカーテン (単板式)	引き違い又は片引きアルミサッシ戸 (上段 : 型板ガラス t=4 下段 : 腰ガラス (出入口) 引き違いアルミサッシ窓 (透明ガラス t=3 網戸) 内部建具 : 原則として凹ディカルカーテン
	玄関	塩ビ製手すり設置はオプション	塩ビ製手すり設置はオプション
	トイレ	洋式, 手洗い付きロータンク, 手すり, タオル掛け	洋式, 手洗い付きロータンク, 手すり, タオル掛け
	浴室	UB, シャワー, 手すり, 風呂ふた含む	UB, シャワー, 手すり, 風呂ふた含む
	(庇又は雨樋・物干し)	軒樋・縦樋はオプション, 玄関庇, 物干し	軒樋・縦樋はオプション, 玄関庇, 物干し
？ 設 備 ？	空調設備	エアコンセット(居間に設置)	エアコンセット(居間に設置)
	給水排水設備	給水 : 水道用硬質塩化ビニル管又は同等品 流し前水栓 : シングルレバータイプ（混合水栓） 汚水排水 : 一般用硬質塩化ビニル管	給水 : 水道用硬質塩化ビニル管又は同等品 流し前水栓 : シングルレバータイプ（混合水栓） 汚水排水 : 一般用硬質塩化ビニル管
	換気設備	流し前プロペラ扇, トイレ・浴室天井扇	流し前, トイレ, 浴室プロペラ扇
	防災設備	ガス漏れ警報器, 住宅用火災報知機	ガス漏れ警報器, 住宅用火災報知機
	その他	給湯器浴室用16号, 流し台, 吊り戸棚, コンロ台, 電子レンジ用コンセント, バックガード付き2ロコン ロ（グリル付き）, ガス栓は1口, 洗濯パン, トイレ 便座用コンセント	給湯器浴室用16号, 流し台, 吊り戸棚, コンロ台, 電子レンジ用コンセント, バックガード付き2ロコン ロ（グリル付）, ガス栓は1口, 洗濯パン, トイレ便 座用コンセント
外 構	外部通路		
	玄関スロープ		
	浄化槽		
	外灯の増設		
	消火器設置		
	カーブミラーの設置		
		※バリアフリー対策、床の防湿対策、暑さ・寒さ 対策、屋根の結露対策、積雪対策、防火・防犯対 策、地震対策 等は別途仕様	※バリアフリー対策、床の防湿対策、暑さ・寒さ 対策、屋根の結露対策、積雪対策、防火・防犯対 策、地震対策 等は別途仕様

第4節 建設事業者等との協定・発注準備

2. 4. 1 協定

- ・応急仮設住宅の建設等に関して、本県と協定を締結している団体（以下「協定団体」という。）は、以下のとおりである。

【応急仮設住宅建設に関する協力協定】

■プレハブ応急仮設住宅

一般社団法人 プレハブ建築協会（以下「プレ協」という。）

■木造応急仮設住宅

一般社団法人 鹿児島県建築協会（以下「建築協会」という。）

一般社団法人 全国木造建設事業協会鹿児島県協会（以下「全木協県協会」という。）

（木造応急仮設住宅建設に関する資材調達等の依頼先）

□木造応急仮設住宅の建設に係る資材調達等依頼

- ・一般社団法人 鹿児島県林材協連合会

□木造応急仮設住宅の建設に係る協力依頼

- ・鹿児島県プレカット協議会
- ・鹿児島県建築専門業団体連絡協議会

- ・鹿児島県管工事業協同組合連合会
- ・鹿児島県電気工事業工業組合

（参考）【災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定】

■みなし仮設住宅

公益社団法人 鹿児島県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）

公益社団法人 全日本不動産協会鹿児島県本部（以下「全日不動産」という。）

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「ちんたい協会」という。）

- ・東日本大震災では、短期間に大量の応急仮設住宅が必要となり、プレハブ応急仮設住宅に加え、公募による地元工務店が供給する木造応急仮設住宅の活用が行われたほか、民間賃貸住宅の借上げによる、みなし仮設住宅の供給が実施された。

●東日本大震災における応急仮設住宅の供給状況（H24.3時点）

		施工者	岩手県	建設戸数に占める割合	宮城県	建設戸数に占める割合	福島県	建設戸数に占める割合	3県以外※	建設戸数に占める割合	建設戸数計	建設合計戸数に占める割合	応急仮設住宅供給戸数に占める割合
応急仮設住宅供給戸数	プレハブ協会（規格建築部会）	7,772	55.6%	14,373	65.1%	6,343	38.0%	305	96.8%	28,793	54.2%	23.7%	
	プレハブ協会（住宅部会）	3,727	26.7%	7,199	32.6%	3,661	21.9%	-	0.0%	14,587	27.5%	12.0%	
	公募等による地元業者の建設	2,485	17.8%	523	2.4%	6,679	40.0%	10	3.2%	9,697	18.3%	8.0%	
	小計	13,984	100.0%	22,095	100.0%	16,683	100.0%	315	100.0%	53,077	100.0%	43.8%	
	民間賃貸住宅借上による供給戸数	3,759	-	26,047	-	25,219	-	13,135	-	68,160	-	56.2%	
	合計	17,743	-	48,142	-	41,902	-	13,450	-	121,237	-	100.0%	

※ 「3県以外」は、茨城県、栃木県、千葉県、長野県

出典：応急仮設住宅建設必携中間取りまとめ Ⅰ 本編参考資料(事例・データ等)／国土交通省住宅局住宅生産課

・鹿児島県において必要な対策

鹿児島県においても、東日本大震災や熊本地震での課題を踏まえ、応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、プレ協、建築協会、全木協県協会との協定に基づく連絡・供給体制を確立し、連携を強化していく必要がある。

また、東日本大震災等で、民間賃貸住宅の借上による、みなし仮設住宅が供給されたことを踏まえ、みなし仮設住宅の供給についても迅速に対応するために、宅建協会、全日不動産、ちんたい協会との協定に基づく連絡・供給体制の連携を強化する必要がある。

県において、それぞれの団体の特性を踏まえ、災害規模等に応じた発注をするか、予め方針を整理しておく。

■必要となる応急仮設住宅建設の供給方針（役割分担）

(1) 大規模（供給量100戸超え）：プレ協、建築協会、全木協県協会

供給スピード・供給量の観点からプレ協を基本としつつ、仮設期間の長期化も念頭に、災害協定を締結している全ての団体の総力をあげて供給する。

(2) 中規模（供給量25戸超え100戸以下）：プレ協、建築協会、全木協県協会

供給スピードの観点からプレ協を基本としつつ、対応可能な部分は地元組織で対応する。

(3) 小規模（供給量25戸以下）：全木協県協会

地元対応を基本とする。

■供給方針補足事項

- (1) 主体となる施工者の供給が不足する場合、その他の団体の協力を要請する。
- (2) 離島など地理的条件から、速やかな木造応急仮設住宅の供給が困難な地域は、プレハブ応急仮設住宅とする。
- (3) 仕様については、被災市町村の意向を踏まえて決定する。

2. 4. 2 発注準備

- ・応急仮設住宅は、地方自治法で随意契約が認められている。災害時に緊急に必要なものとして、契約種別は請負ではなく、リース又は買い取り（物品購入）方式で調達されており、業者の斡旋等を含む協定については、公正取引法上も許容されている。
- ・代金の支払いは、納品後（応急仮設住宅の場合は、県等への引き渡し後）に提出される請求書による精算払いが原則であり、出来高払いが可能な公共工事等とは異なるプロセスになることから、業務フローを整理し確認するとともに、事業者にも確認を求めておく。
- ・特に大規模災害における事業者への支払いについては、手続きに時間を見る可能性があることから、資金調達等の課題があることを事業者に認識しておいてもらう。

第5節 関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理



2. 5. 1 県の業務

- ・応急仮設住宅の供与（建設関係）に関する県災害対策本部の関係部署の事務分掌は、以下のとおり。

対策部名	班名	担当	事務分掌
危機管理対策部	本部連絡班 (危機管理防災課)	防災係	<ul style="list-style-type: none"> ○県防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること ○各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること
くらし保健福祉対策部	社会福祉班 (社会福祉課)	福祉企画係	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣府との協議、連絡調整に関すること ○建設戸数に係る市町村との連絡調整に関すること ○予算要求に関すること ○予算執行に関すること ○必要戸数、建設計画の決定に関すること ○入居・管理事務に関すること ○市町村への委託契約事務に関すること ○契約に関すること
総務対策部	建築班 (建築課住宅政策室)	技術補佐	<ul style="list-style-type: none"> ○総括
		住宅管理係	<ul style="list-style-type: none"> ○他都道府県等への要請及び業務に関すること ○入居・管理事務に関すること ○市町村への委託契約事務に関すること ○県営住宅、市町村営住宅の空き家情報の収集、連絡調整等に関すること ○入居・管理に係る社会福祉課との協議、連絡調整等に関すること
		住宅企画係	<ul style="list-style-type: none"> ○必要戸数、建設計画の決定に係る社会福祉課との協議、連絡調整に関すること ○予算に係る社会福祉課との協議、連絡調整等に関すること ○内閣府との協議等に係る社会福祉課との協議、連絡調整等に関すること ○国土交通省、建設協力団体との協議、調整等に関すること ○災害対策本部への提案・報告等に関すること ○建設に係る危機管理防災課との協議、連絡調整等に関すること ○民間賃貸住宅等の空き家情報の収集、連絡調整等に関すること ○予算執行の調整に関すること
	建築班 (建築課)	住宅建設係	<ul style="list-style-type: none"> ○建設候補地の状況調査に関すること ○設計図書に関すること ○発注に関すること ○現場管理に関すること ○検査に関すること ○撤去・復旧に関すること
		管理係	<ul style="list-style-type: none"> ○契約に関すること
		計画指導係	<ul style="list-style-type: none"> ○許認可等の手続きに関すること
		建築課常緒室 機械設備係 電気設備係	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅建設係に協力 <ul style="list-style-type: none"> ○建設候補地の状況調査に関すること ○設計図書に関すること ○発注に関すること ○現場管理に関すること ○検査に関すること ○撤去・復旧に関すること
災害対策支部 (各地域連絡協議会)	建設対策班 (各地域振興局等建築係等)		<ul style="list-style-type: none"> ○予算執行に関すること ○発注・契約に関すること ○建設候補地の状況調査に関すること ○現場管理に関すること ○検査に関すること ○許認可等の手続きに関すること

2. 5. 2 市町村の業務

【県が直接仮設住宅の供与を行う場合】

- 市町村が行う業務は、以下のとおり

時期	業務
工事着手前	<ul style="list-style-type: none">○必要戸数把握（県への報告、要望）に関すること○建設地の選定・確保に関すること○建設候補地の状況調査に関すること○建設地の土地使用承諾、使用契約に関すること○避難所ヒアリング調査に関すること○配置計画の準備に関すること○市町村営住宅の空き家情報の収集、連絡調整等に関すること
工事～完了	<ul style="list-style-type: none">○工事着手時及び完了検査時の立会に関すること○仮設住宅に関するインフラの復旧確認に関すること○周辺住民対応に関すること
入居・管理	<ul style="list-style-type: none">○入退去及び維持管理に関すること○工事完了検査後の瑕疵対応

【事務委任を受けた場合】

- 市町村の業務は、以下のとおり

時期	業務
工事着手前	<ul style="list-style-type: none">○必要戸数把握（県への報告、要望）に関すること○必要戸数、建設計画の決定に係る県との協議、連絡調整に関すること○予算に係る県との協議、連絡調整等に関すること○内閣府との協議等に係る県との協議、連絡調整等に関すること○県、建設協力団体との協議、調整等に関すること○建設地の選定・確保に関すること○建設候補地の状況調査に関すること○建設地の土地使用承諾、使用契約に関すること○避難所ヒアリング調査に関すること○配置計画の準備に関すること○市町村営住宅の空き家情報の収集、連絡調整等に関すること
工事～完了	<ul style="list-style-type: none">○予算執行に関すること○発注・契約に関すること○現場管理に関すること○検査に関すること○撤去・復旧に関すること○設計図書に関すること○許認可等の手続きに関すること○仮設住宅に関するインフラの復旧確認に関すること○周辺住民対応に関すること
入居・管理	<ul style="list-style-type: none">○入退去及び維持管理に関すること○工事完了検査後の瑕疵対応

2. 5. 3 関係団体等の業務

- ・協定団体及び建設事業者の業務は、以下のとおり

関係団体等	業務
建設協定団体	○県と締結した応急仮設住宅建設に関する協定に基づく業務 ・建設地の現地調査・確認 ・団地の配置計画図の作成 ・建設事業者の斡旋 ○年に1回、供給能力等の状況報告、会員名簿の提出、県及び市町村が行う模擬訓練への参加・協力
建設事業者	○協定団体から県及び市町村に斡旋された後、該当する応急仮設住宅団地に係る次の業務 ・実施設計図書の作成 ・工事（屋外附帯工事を含む）の実施 ・追加工事等への対応 ・工事完了検査後の瑕疵対応 ・供与完了後の解体・処分

第6節 コミュニティ、要配慮者への配慮方針

2. 6. 1 コミュニティ施設、交通の確保

- ・仮設住宅内のコミュニティ形成に寄与するため、集会室、談話室、ベンチ、あずまやなどのコミュニティ施設を一定程度設ける。
- ・応急仮設住宅の集会施設は概ね50戸以上の応急仮設住宅供給を一つの敷地内に建設した場合、居住者の集会等に利用するために設置できることとなっている。
- ・ストック活用の観点から、商業施設、診療所等の生活利便施設は、応急仮設住宅近隣の既存施設をできるだけ活用するが、不足する場合は、応急仮設住宅団地内若しくは近傍に建設する。
- ・特に、一定規模以上の団地の場合は、それらの生活利便施設が必要となるため、仮設で建設する生活利便施設のための用地を、予め確保し、計画的に建設を行う。
- ・仮設店舗等の施設を建設する際は、被災した中小事業者等に事業再開の場を提供する観点からも、被災市町村等からの要請に基づいて（独）中小企業基盤整備機構が整備する仮設施設（仮設店舗、仮設工場、仮設事務所等）の仕組みの活用も有効である。

2. 6. 2 コミュニティ等に配慮した入居管理

- ・入居決定は、高齢者・障害者等の個々の世帯の必要度に応じて決定すべきであることから、機械的な抽選等により行わないようにする。
※東日本大震災に係る応急仮設住宅について（平成23年4月15日厚生労働省社会援護局総務課長通知）
- ・コミュニティ維持の観点から、地域の被災者が一団の応急仮設住宅に入居できるよう従前のコミュニティ単位で入居募集が可能となる戸数を確保する方法も想定する。なお、募集方法については、被災者に十分に説明した上で実施する。
- ・建設予定、完成予定等の進捗情報について、発注者（県又は市町村）は被災者に情報提供を行う。

2. 6. 3 福祉仮設住宅の建設

- ・福祉仮設住宅とは、段差解消のためのスロープや生活援助員を設置するなど、在宅サービスを利用しやすい構造および設備を有し、日常の生活上、特別な配慮を要する複数の者が入居する応急仮設住宅である。
- ・福祉仮設住宅の要望戸数は、県の住宅部局から福祉部局を経由して、市町村の保健福祉部局に対して要望を聴取し戸数を決定する。

2. 6. 4 サポート施設の建設

- ・応急仮設住宅に入居する高齢者・障害者等に配慮し、一定規模以上の応急仮設住宅地には、地域拠点としてサポート拠点を整備することが必要である。
※高齢者・障害者等のサポート拠点に必要と考えられる機能（例）
 - 総合相談機能（ライフサポートアドバイザー（LSA）の配置等）
 - デイサービス
 - 居宅サービス等（居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、診療機能等）
 - 配食サービス等の生活支援サービス・ボランティア等の活動拠点
 - 高齢者、障害者や子ども達が集う地域交流スペース
- ・福祉仮設住宅同様、サポート拠点の設置要望は、県の住宅部局から福祉部局を経由して、市町村の保健福祉部局に対して要望を聴取し整備を決定する。配置計画の段階から集会所と併設するなど建設を前提に計画を進める。

2. 6. 5 配置計画の工夫

- ・高齢者等の孤立防止、入居者同士の交流促進、コミュニティ形成の観点から、配置計画上の工夫を行うことが必要である。

(住宅2012.3「福島県における仮設住宅建設の取組み」より)

- ・東日本大震災では、玄関を向かい合わせにしたり、掃き出し窓に濡れ縁を設置するといった配置計画等の工夫が取り組まれている。
- ・玄関の向かい合わせについては、「他人から見られる・見える」といったプライバシーに関することや「居室の日当たりに格差がある」といった入居者の意見があり、管理市町村から今後玄関対面配置は採用しないといった意見もある。

第7節 定期的な情報更新・事前訓練等の実施

2. 7. 1 定期的な情報更新・事前訓練等の実施

- ・本マニュアルは定期的に情報更新することとし、人事異動等を踏まえ、担当者等の理解を深め、発災時の緊急を要する体制づくりにも有効なものである。
- ・年に1回情報伝達訓練の日を決めるなど、県や市町村のほか、建設事業者等も含めた訓練等を実施する。

第3章 災害時における対応

- 第1節 初動（発災当日から数日）
- 第2節 必要戸数の推計と要請
- 第3節 用地の確定
- 第4節 建設事業者の確定・発注
- 第5節 発注仕様の確定
- 第6節 資材不足等への対応
- 第7節 建設の進捗管理、検査、引き渡し等
- 第8節 瑕疵対応、維持保全・メンテナンス、追加工事対応等
- 第9節 個人情報の管理

第1節 初 動（発災当日から数日）

3. 1. 1 マニュアル等の確認と体制の整備

- ・県庁舎等が被害を免れた場合は、ただちに関連するマニュアル等を確認し、職員の被災状況等を考慮しながら、庁内の体制を確立する。
- ・県庁舎等が被害を受けた場合は、職員等の安全確保を図りつつ、機能の応急復旧を行い可能な時期から作業に着手する。
※ 東日本大震災における福島県では、庁舎が被害を受け、一時別の建物に待避して情報収集、応急危険度判定等の業務に対応した。応急仮設住宅については、地震発生後3日目に庁舎に戻ってから実質的な検討が開始されている。
- ・体制を確立する際、役割ごとに担当者を指定し、それぞれの業務を確認する。
(兼職等の判断については、通常業務量を勘案する。)

役割	指定予定者
各部局等との調整を行う担当	危機管理防災課
内閣府との協議、連絡調整を行う担当	社会福祉課
全体を把握する総括担当	建築課住宅政策室技術補佐
応急仮設住宅の戸数等を計画し、用地、仕様等について社会福祉課と連携しつつ、総合調整を行う担当	建築課住宅政策室住宅企画係
発注業務を行う担当	社会福祉課 建築課住宅政策室住宅建設係
用地の調査・確認等を行う担当	建築課住宅政策室住宅建設係(住宅企画係)
入居・管理等に関する市町村への委託事務等を行う担当	社会福祉課 建築課住宅政策室住宅管理係
建設の技術的検討、実際の建設業務を行う担当	建築課住宅政策室住宅建設係(住宅企画係)
情報の収集、記録、広報対応等を行う担当	建築課住宅政策室住宅企画係

3. 1. 2 連絡体制の確認、関係者との協議

- ・県災害対策本部において、応急仮設住宅の建設準備の開始を報告する。
- ・庁内の応急仮設住宅全般（建設、借上）に係る連絡体制を確保する。
(危機管理防災課（被害状況等の提供等）、社会福祉課、建築課住宅政策室)
- ・協定団体との連絡手段（電話、メール等）を確保する。
(プレ協は、300戸以上を供給することが見込まれる災害の場合、ただちに現地本部を設置することとしている。)
- ・市町村の担当部局との連絡手段（電話、メール等）を確認する。
なお、必要に応じ、県職員を市町村に派遣する。
- ・国土交通省（本省・九州地方整備局）との連絡手段（電話、メール等）を確認する。
- ・個人情報の管理について、関係者に徹底する。

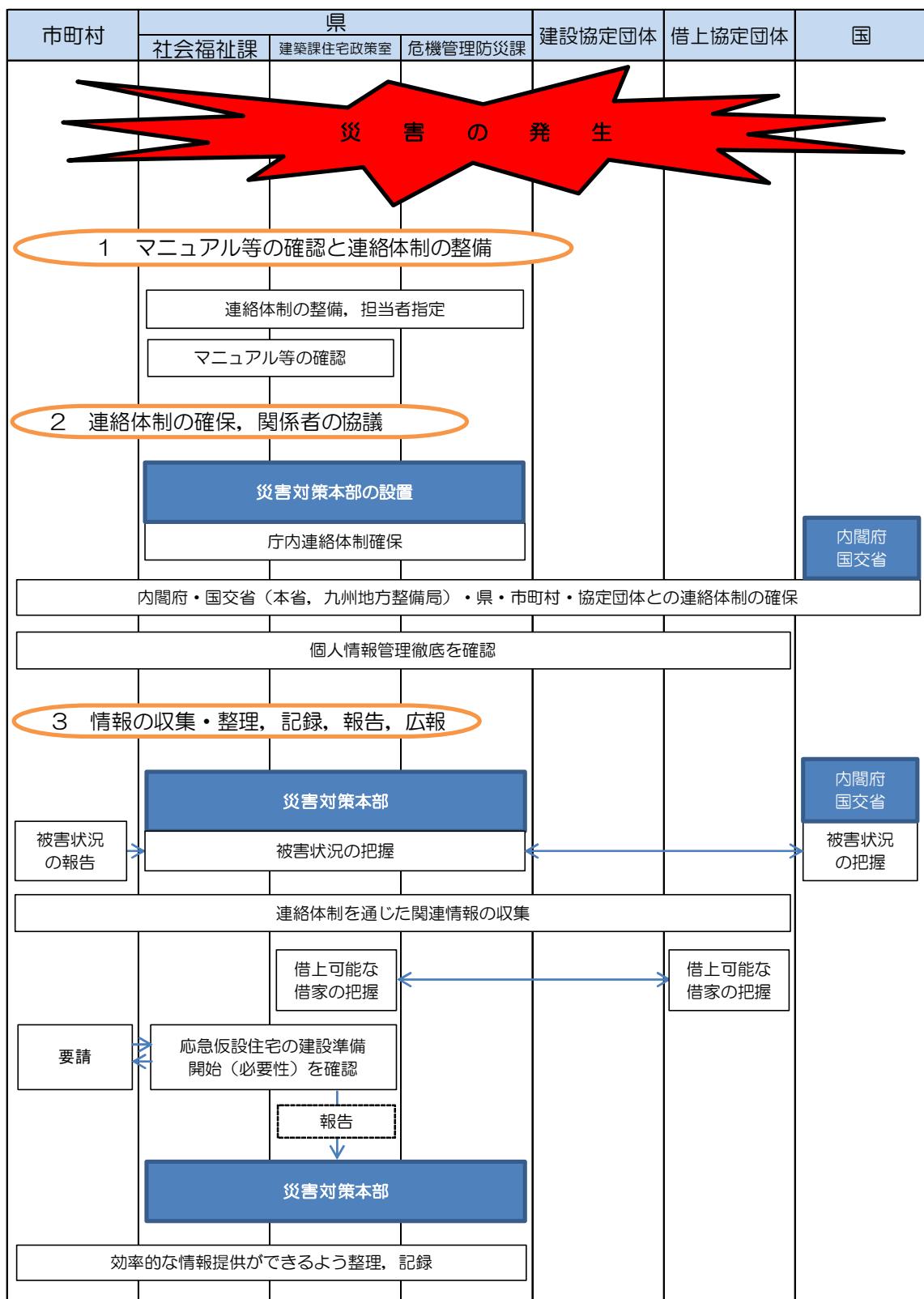
3. 1. 3 情報の収集・整理、記録、報告、広報

- ・ 庁内の災害対策本部、警察・消防機関の報告、報道等による災害情報を収集する。
(震度分布、津波浸水範囲、水害浸水等範囲、避難者数等)
- ・ 連絡体制を通じた関連情報を収集する。
- ・ 不動産事業者団体等から、借上げ可能な借家の情報を収集する。
- ・ 応急仮設住宅の建設準備の立ち上げ状況、進行状況等について、被災自治体の災害対策本部からの報告聴取、報道機関からの取材、国土交通省等からの照会などが継続的に行い得るよう体制を整備し、効率的な情報提供ができるよう整理、記録を行う。

3. 1. 4 業務スペース、車両の確保等

- ・ 応急仮設住宅の建設については、計画、建設、用地、発注等の担当ごとに応援職員を含めた業務スペースと事務機器、通信機器等の確保が必要となるため、庁内等に執務室を確保する必要がある。
- ・ 災害時には、他部局の災害対応業務でも公用車の需要が高まり、現地確認等のための車両が不足する。このため、協定事業者の車両、応援職員の車両等について、必要な範囲で共同利用する等の現実的な対応が求められる。(この場合、事故等に備えた保険等の確認が必要)

初 動（発災当日から数日）



第2節 必要戸数の推計と要請

3. 2. 1 初期情報からの推計と要請

- ・第2章 第1節 2. 1. 3「災害発生後に行う必要戸数の推計方法の確認」に記載の推計方法等をもとに、初期情報（避難者数、借上げ可能な民間借家戸数、震度分布、津波高さ、浸水範囲、水害の浸水範囲等）から大まかな必要戸数の推計を行う。

【推計方法】

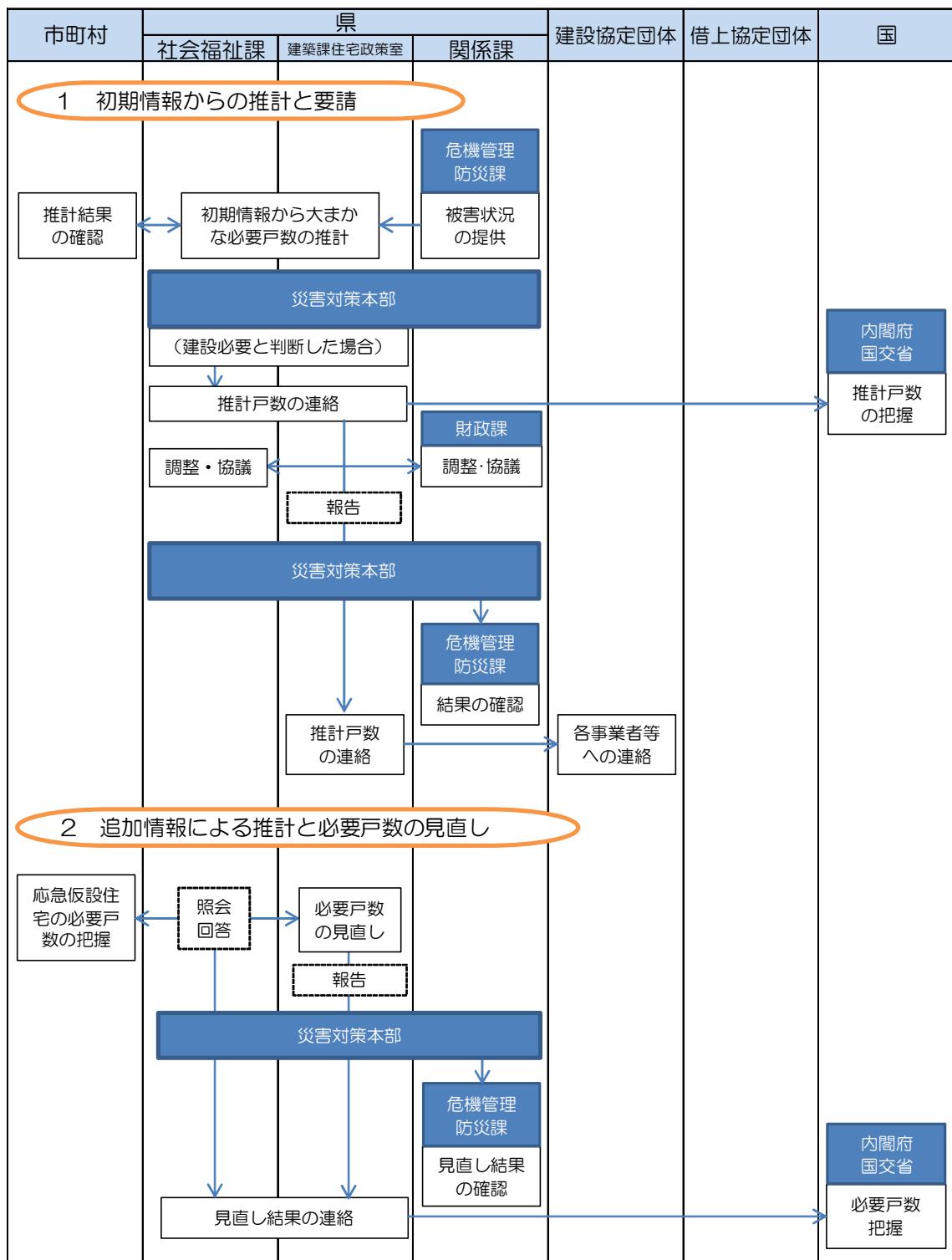
■住宅被害（全壊・半壊戸数）の2～3割を想定
※地域ごとに妥当性を検討する。
《本県の応急仮設住宅建設候補地リスト作成用の必要戸数算定方法》
・「2.1.2 被害想定に基づく必要戸数の想定等」による。

- ・県は国土交通省、内閣府に対し、必要戸数（広域での供給要請と地元での供給予定戸数、借上げ推計戸数）の連絡を行う。
- ・この必要戸数は、あくまで「見込み戸数」であり、最終的に供給する応急仮設住宅が入居需要に対して不足することが無いように、多めに見込んでおくものであり、事業者への「発注戸数」ではないことを事業者にも伝えておく。
- ・必要戸数と発注戸数に一定の差異が生じることは避けられないため、必要戸数を今後の発注が確実となる段階に応じて数次に分けて示すなどの対応も求められる。
- ・必要戸数の公表の際には、初期情報に基づく推計値であることを明記し、協定団体が混乱しないように留意する。例えば、「最大〇〇戸程度必要となる可能性がある」、「必要戸数の推計値は最低〇〇戸～最大〇〇戸」、「必要戸数は、現時点の〇〇に基づく略算を行った結果では〇〇戸程度である」などの公表方法が考えられる。その際、「この推計戸数は今後具体的な状況把握の進度に応じて増減するものである」などと明示しておくことも必要である。

3. 2. 2 追加情報による推計と必要戸数の見直し

- ・初期情報の更新情報に基づき、必要戸数の推計を適宜見直す。
- ・市町村において、詳細被害（全壊、流出、焼失戸数等）に基づく必要戸数の推計や避難所に避難している方の応急仮設住宅への入居希望の把握などが進み、市町村としての要望戸数が確定したら、推計戸数から要望戸数へ、置き換えていく。
- ・公営住宅や民間賃貸住宅を活用する借上げ可能戸数を調査し、建設の戸数について見直しを行う。
- ・戸数の見直しを行った場合は、国土交通省、内閣府に報告する。
- ・発災から概ね6カ月以内までの完成見通し（工程表）を作成する。

建設に向けた準備（必要戸数の推定と要請）



第3節 用地の確定

3. 3. 1 建設候補地リストの確認

【県】

- ・県の用地担当者は、災害発生後ただちに把握される被災の情報と建設候補地リストを突合し、各建設候補地の使用可能性の検討、地域別及び全体としての推計必要戸数の充足状況を確認する。
- ・建設地は、災害時の被災市町村の体制の脆弱性に鑑み、県が選定の支援を行う。

【市町村】

- ・市町村は、建設候補地リストの被災状況、建設候補地の使用可能性の確認を行う。
- ・建設候補地が不足する場合は、選定基準に準ずる用地の確認を行う。

3. 3. 2 用地の確定

【県】

- ・県は、協定団体等の協力を得て要請を受けた建設用地の確認を行った後、確定する。

【市町村】

- ・市町村は、候補地を確認し、住民の意向等を聴取若しくは想定し、県に建設を要請する。

第4節 建設事業者の確定・発注

3. 4. 1 協定団体等との協議と発注

- ・協定団体に対し、それぞれ予定戸数の提示と建設事業者の斡旋要請を行う。
- ・建設候補地について、協定団体の協力を得つつ、現地確認を行い、配置計画等の提案を求める。
- ・提案された配置計画案を基に、建設地及び建設戸数を確定し、関係課及び国土交通省、内閣府に報告する。
- ・協定団体に対して建設地及び建設戸数を指示する。
- ・協定団体から斡旋を受けた建設事業者に、建設地と配置計画案を示し、予定期工、建設費の見積もり等を徴収し、建設指示（発注に相当）を行う。
- ・複数の市町村において、応急仮設住宅の建設が必要な場合は、原則、準備が整った順に着工する。

3. 4. 2 協定団体等における体制整備

【協定団体】

- ・協定団体は、応急仮設住宅の需要が見込まれる災害の発生時に、ただちに本部を設置し、県と速やかに協議を開始する。
- ・県から示される予定戸数等をふまえ、斡旋する建設事業者の候補を選定するとともに、当該事業者に情報提供する。
- ・建設候補地の現地確認に同行し、建設の可能性について助言する。
- ・県が選定した建設候補地について、配置計画案等を作成し、県に提示する。
- ・県から示された建設地及び建設戸数をふまえ、建設事業者を県にあっせんする。

【建設事業者】

■県発注の場合

- ・協定団体から斡旋を受けた建設事業者は、災害発生後、連絡体制を整備し、協定団体に連絡するとともに、建設準備を開始する。
- ・県から示される建設地と配置計画案を基に、工期、見積もり等を検討し提出する。
- ・県からの建設指示を受け、詳細設計、建設工事を開始する。

■市町村発注の場合

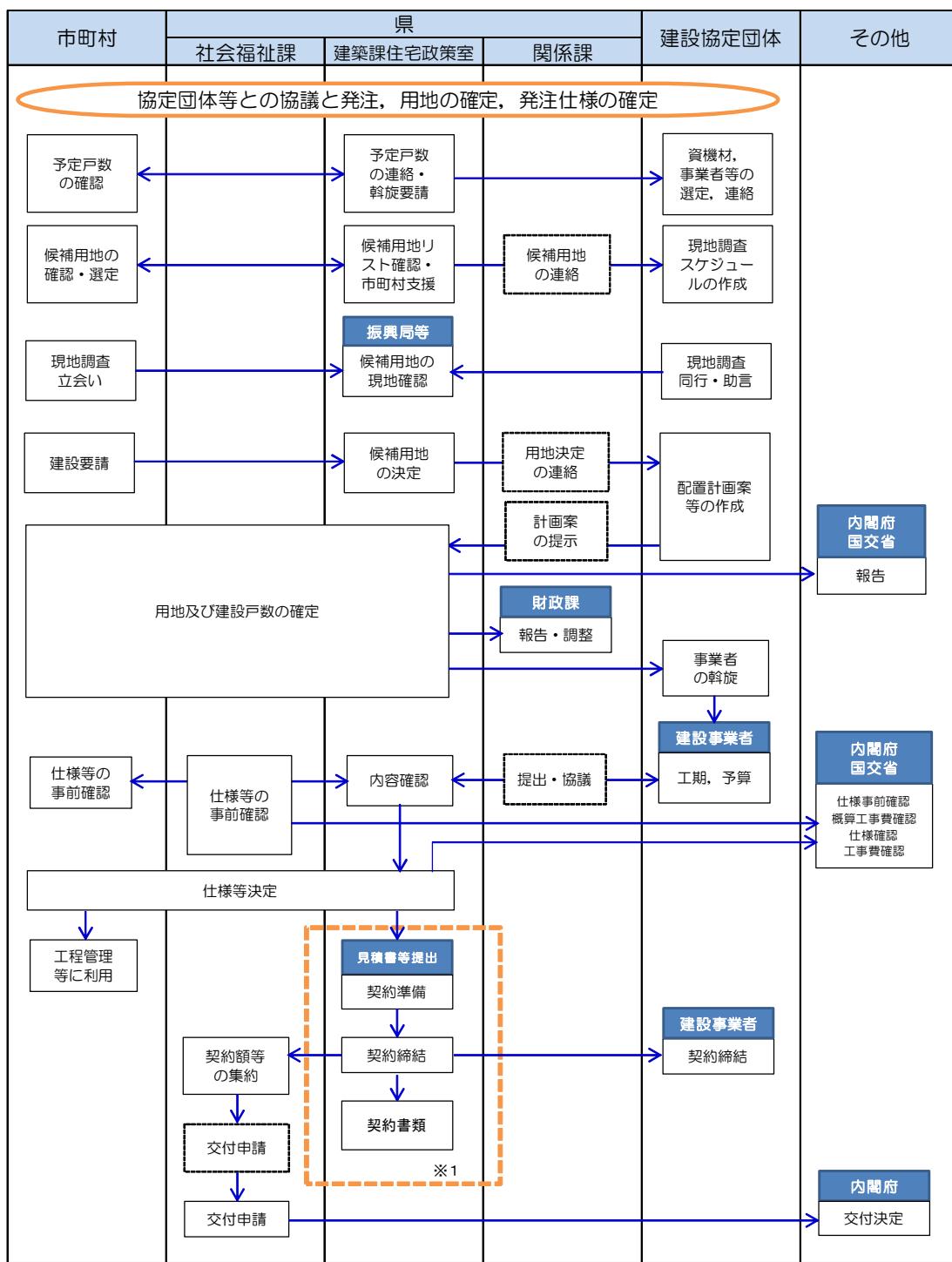
- ・協定団体から斡旋を受けた建設事業者は、災害発生後、連絡体制を整備し、協定団体に連絡するとともに、建設準備を開始する。
- ・市町村から、建設地と配置計画案の提示を受け、工期、見積もり等を検討し提出する。
- ・市町村からの建設指示を受け、詳細設計、建設工事を開始する。

第5節 発注仕様の確定

3. 5. 1 発注仕様の確定

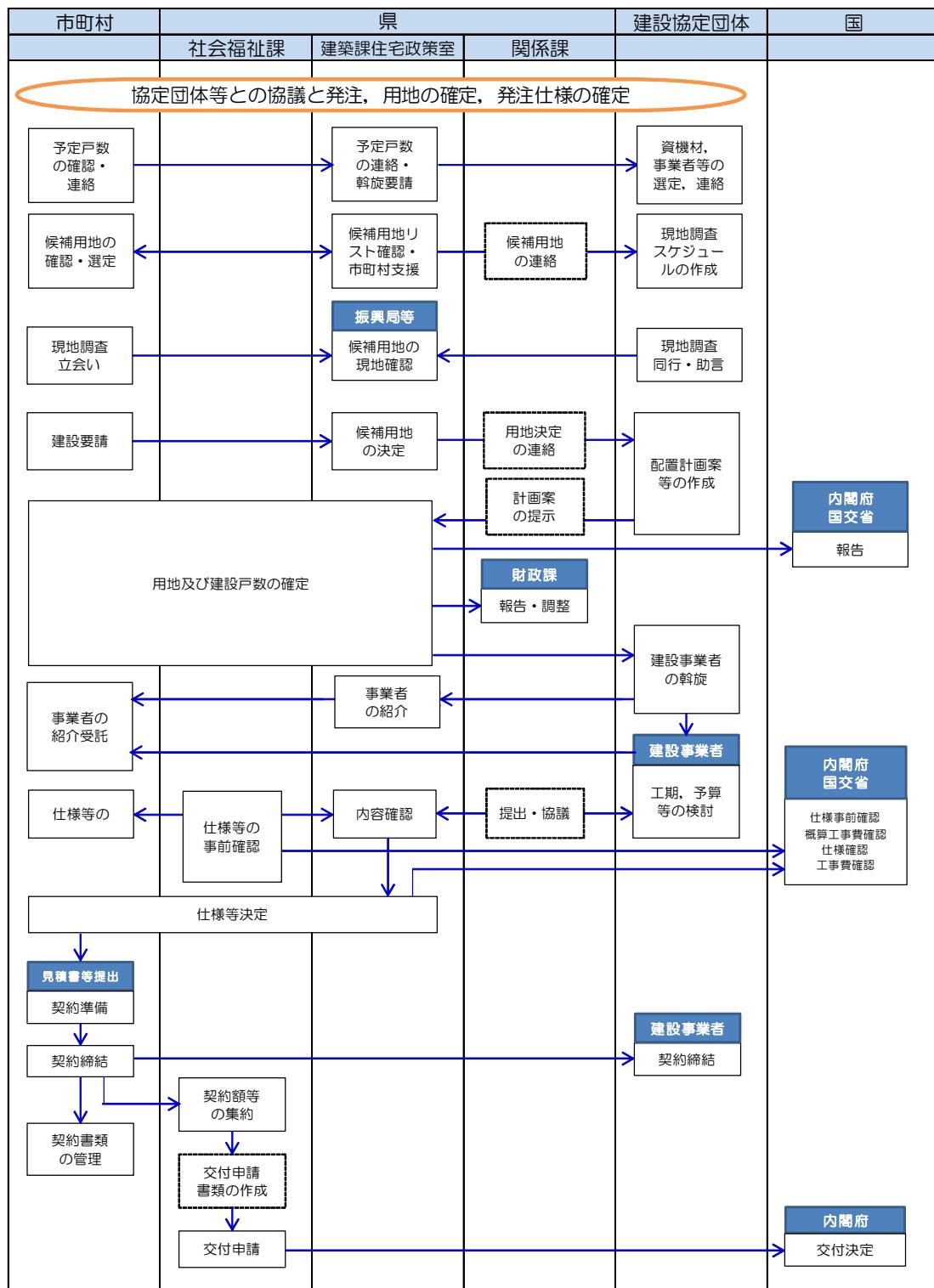
■県発注の場合

- ・予め定められた仕様及びオプションについて、実際の被害や避難者の状況に鑑み、オプションの選定、追加的仕様の検討等を行う。
- ・仕様について、市町村、社会福祉課、協定団体等に確認を求める。



■市町村発注の場合

- ・予め定められた使用及びオプションについて、実際の被害や避難者の状況に鑑み、オプションの選定、追加的仕様の検討等を行う。
- ・仕様について、県社会福祉課、県建築課住宅政策室、協定団体等に確認を求める。



第6節 資材不足等への対応

3. 6. 1 建設事業者からの情報収集

- ・応急仮設住宅の建設にあたり、資材不足、買い占め等が生じてる状況などの懸念が認められた場合は、建設事業者等から情報収集を行う。

第7節 建設の進捗管理、検査、引き渡し等

3. 7. 1 進捗管理

■県発注の場合

【県】

- ・各団地の工事の進捗状況、完成見込み等の進捗管理を行う。
- ・工事の過程で、建設事業者と、上下水道事業者、エネルギー事業者、市町村等の関係者間で、問題が発生した場合は、その調整を行う。

【協定団体等】

- ・各建設事業者、各団地の工事の進捗状況、完成見込み、発生した諸問題を把握し、県に定期に報告する。

■市町村発注の場合

【市町村】

- ・各団地の工事の進捗状況、完成見込み等の進捗管理を行う。
- ・工事の過程で、建設事業者と、上下水道事業者、エネルギー事業者等の関係者間で、問題が発生した場合は、その調整を行う。
- ・県に工事の進捗状況等の報告を行う。

【協定団体等】

- ・各建設事業者、各団地の工事の進捗状況、完成見込み、発生した諸問題を把握し、市町村に定期に報告する。

3. 7. 2 検査・引き渡し

■県発注の場合

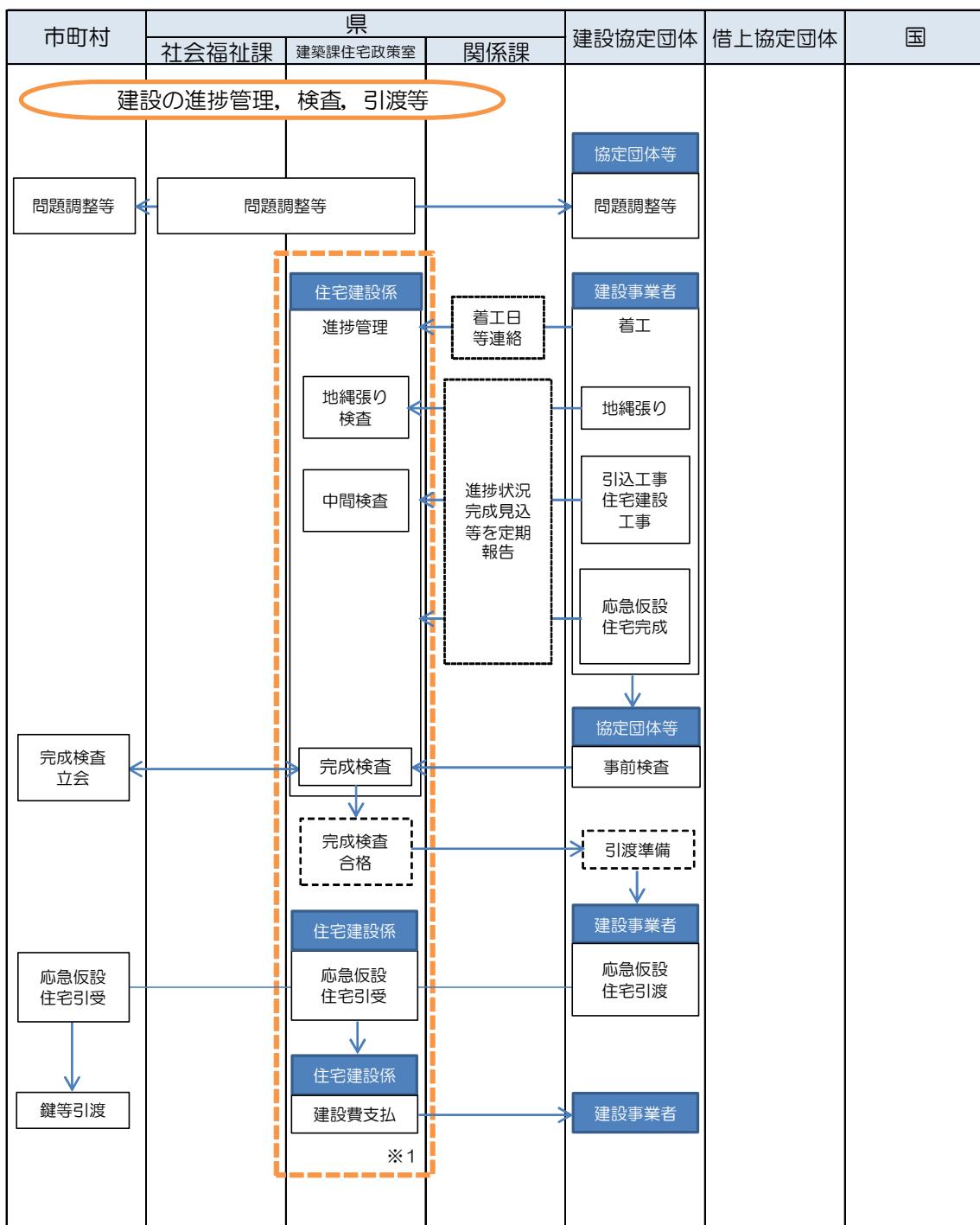
【県】

- ・各団地については、工事の節目に縄張り検査、中間検査、完了検査を行う。県職員で不足する場合は、応援職員の支援を受けて実施する。
- ・検査（完成引き渡し書類含む）については、通常の恒久建築物と異なり、緊急性を要する仮設建築物であることを踏まえて、合理的に行なうことが望ましい。
- ・検査終了後、引き渡しを受け、管理者（市町村）に引き継ぐ。

【建設事業者・協定団体】

- ・建設事業者、協定団体は、県に、引渡しを行う前に検査を行う。

○県発注の場合のフロー図



※1 業務は振興局等で実施する場合も含む

■市町村発注の場合

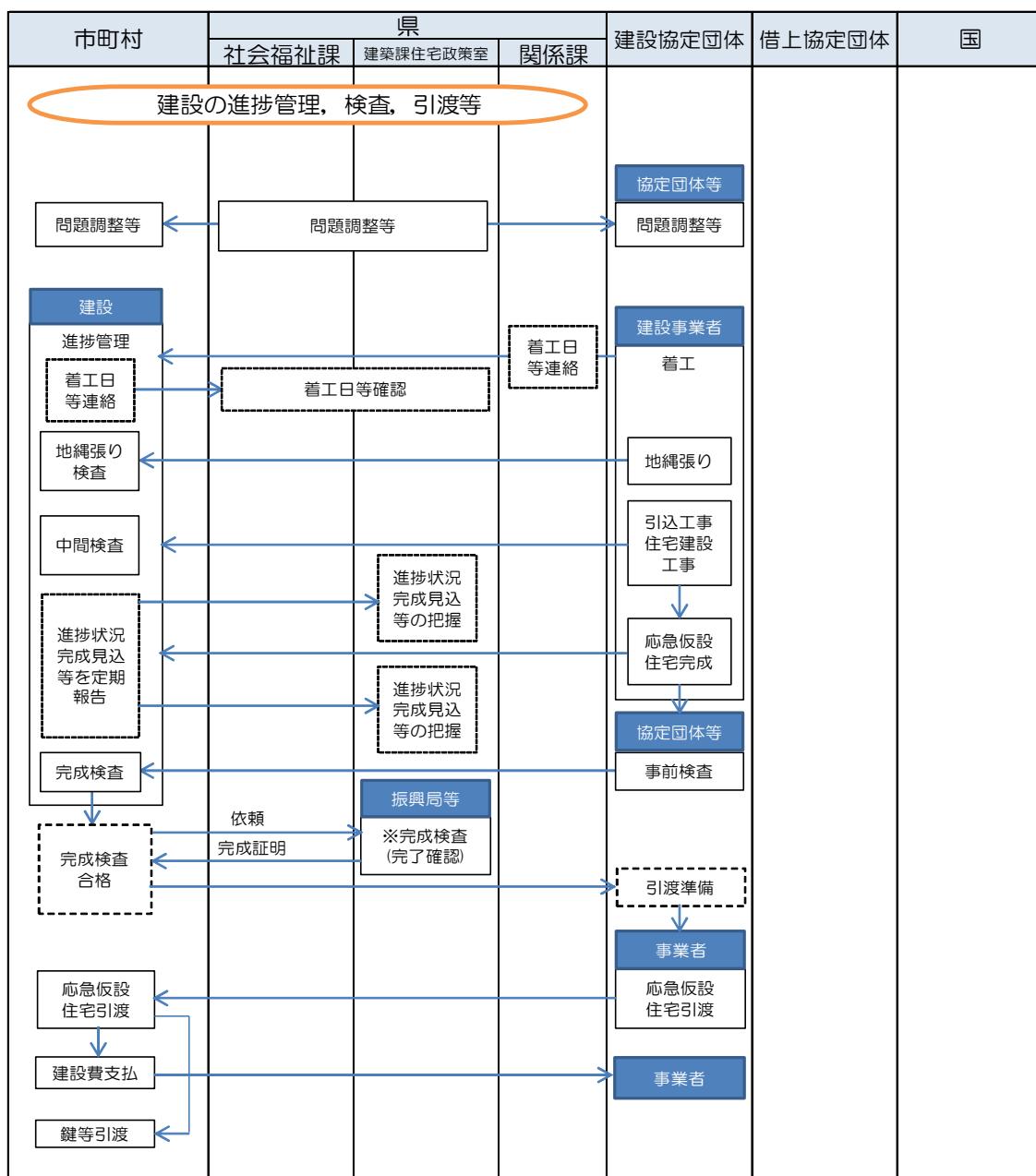
【市町村】

- 各団地については、工事の節目に縄張り検査、中間検査、完了検査を行う。市町村職員で不足する場合は、応援職員の支援を受けて実施する。
- 市町村で完了検査を行うと併に、県の完了検査を受ける（完成証明書受理）。
- 検査（完成引き渡し書類含む）については、通常時の恒久建築物の工事と異なり、緊急性を要する仮設建築物であることを踏まえて、厳格に過ぎることの無いよう、合理的に行うことが望ましい。
- 検査終了後、引き渡しを受ける。

【建設事業者・協定団体】

- 建設事業者、協定団体は、市町村に、引渡しを行う前に検査を行う。

○市町村発注の場合のフロー図



※ 完成検査は、振興局等で実施する場合有

第8節 瑕疵対応, 維持保全・メンテナンス, 追加工事対応等

3. 8. 1 維持保全・メンテナンス

- 市町村は、入居後の不具合を把握した場合は、県に報告し、不具合の状況に応じて、建設事業者等に補修を要請する。
なお、費用については、その都度協議を行う。

3. 8. 2 瑕疵対応

- 引渡し後の不具合が発生した場合には、県又は市町村において、建設事業者の瑕疵によるものか、入居者等の責によるものか、余震等によるものか等について一定の判断を行い、瑕疵については事業者に補修を要請する。

3. 8. 3 追加工事対応

- 追加工事は可能な限り行うことの無いよう、事前に必要な仕様は備えておくことが望まれる。一方、個別の追加工事要望の発生は避けがたく、斟酌すべき事情に基づく追加工事については、公平性を過剰に重視せず、市町村による個別の対応を是とする。工事は本体工事を行った事業者に限らず、指定管理者とすることもあり得る。
- 入居者、ボランティア等による改造等を一定程度許容する。改造を認める場合は危険な改造等とならないよう、市町村は確認を行う。

第9節 個人情報の管理

3. 9. 1 個人情報の管理

- 関係者は、入居者リストなど個人情報を保有する場合は、個人情報の漏えい、紛失や滅失等がないよう、十分な情報管理を行う。なお、これらに留意した上で、自治体部局間等の関係者間での必要な情報の共有は行う。

東日本大震災では、建設業者が追加工事の実態確認を求めるための入居者リストの入ったＵＳＢメモリを紛失する事故が発生した。

(参考)

【標準的な建設フロー（県）】

初動 (発災当日から 数日間)	マニュアル等の確認 と体制の整備	<input type="checkbox"/> 関連マニュアルの確認、職員の被災状況を考慮して府内の体制確立 <input type="checkbox"/> 県が被害を受けた場合は、機能の応急復旧、可能な段階で作業着手 <input type="checkbox"/> 体制に基づく担当者指名、担務の確認
	連絡体制の整備、 関係者との協議	<input type="checkbox"/> 府内災害対策本部への仮設建設準備開始の報告 <input type="checkbox"/> 府内連絡体制の確保 <input type="checkbox"/> 市町村との連絡手段の確保、市町村への応援派遣 <input type="checkbox"/> 協定団体との連絡手段の確保 <input type="checkbox"/> 内閣府との連絡手段の確保(社会福祉課) <input type="checkbox"/> 国交省との連絡手段の確保 <input type="checkbox"/> 個人情報の管理徹底
	情報の収集・整理、 記録、報告、広報	<input type="checkbox"/> 府内災害対策本部、警察・消防機関の報告、災害情報収集 <input type="checkbox"/> 連絡体制を通じた関連情報収集 <input type="checkbox"/> 被災市町村からの報告聴取、取材、国交省からの照会等に継続的に対応できる体制整備、効率的な情報提供の整備、記録
	業務スペース、 車両の確保等	<input type="checkbox"/> 各担当の業務スペース、事務、通信機器の確保 <input type="checkbox"/> 車両不足への対応(協定事業者、応援職員の車両の共同利用等、保険の確認)
建設に向けた 準備	必要戸数の 推定と要請	<input type="checkbox"/> 【初期情報】 <input type="checkbox"/> マニュアル参考に必要戸数の概算推定 <input type="checkbox"/> 国交省、内閣府に必要戸数報告 <input type="checkbox"/> 【更新情報】 <input type="checkbox"/> 必要戸数の推定見直し <input type="checkbox"/> 推定戸数から市町村要望戸数に置き換え <input type="checkbox"/> 国交省、内閣府に必要戸数の見直し報告 <input type="checkbox"/> 6ヶ月以内の完成見通し(工程表)作成
	仕様書の確定	<input type="checkbox"/> 定めた仕様・オプションの見直し、検討 <input type="checkbox"/> 社会福祉課、協定団体への仕様の確認
	用地の確保	<input type="checkbox"/> 被災情報と候補地リストの突き合わせ、使用能性、充足状況の確認 <input type="checkbox"/> 市町村用地選定の支援 <input type="checkbox"/> 市町村の要請後、建設地の現地確認、用地確定
	資材不足対応	<input type="checkbox"/> 資材不足、買い占め等懸念がある場合、建設業者等への調査
	建設事業者の確定・ 発注	<input type="checkbox"/> 予定戸数の提示 <input type="checkbox"/> 候補地の現地確認 <input type="checkbox"/> 確定地の配置計画等の提案指示、確認 <input type="checkbox"/> 駆逐業者に用地・配置計画案を提示し工期予定、見積等徴収、建設指示(発注) <input type="checkbox"/> 事前協定以外の公募の実施
建設工事	進捗管理	<input type="checkbox"/> 工事の進捗、完成見込み等の進捗管理 <input type="checkbox"/> 工事過程での関係者間(各事業者、市町村等)の調整
	検査・引渡	<input type="checkbox"/> 応援職員の支援を受けて、工事節目に検査実施 ※検査は、仮設建設物であることを踏まえて、合理的に実施 <input type="checkbox"/> 検査後、引渡を受けて、管理者(市町村)に引き継ぐ
瑕疵対応 維持保全・ メンテナンス 追加工事対応等	維持保全・ メンテナンス	<input type="checkbox"/> 県営住宅の指定管理者等への維持保全業務の依頼検討 <input type="checkbox"/> 緊急を要する入居後の不具合の対応、費用の求償
	瑕疵対応	<input type="checkbox"/> 技術知見のある指定管理者による不具合の責任者(事業者又は入居者等)の判断 <input type="checkbox"/> 瑕疵について事業者への補修要請
	追加工事対応	<input type="checkbox"/> 入居者等の改造の一定程度許容し、改造を認める場合は、管理者又は指定管理者が確認
その他	個人情報管理	<input type="checkbox"/> 関係者は入居者等の個人情報の管理徹底

「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ(平成24年5月国土交通省住宅局住宅生産課)

第4章 懸念仮設住宅の解消、撤去・再利用

第1節 懸念仮設住宅の解消、撤去・再利用

第1節 応急仮設住宅の解消、撤去・再利用

4. 1. 1 応急仮設住宅の解消、撤去

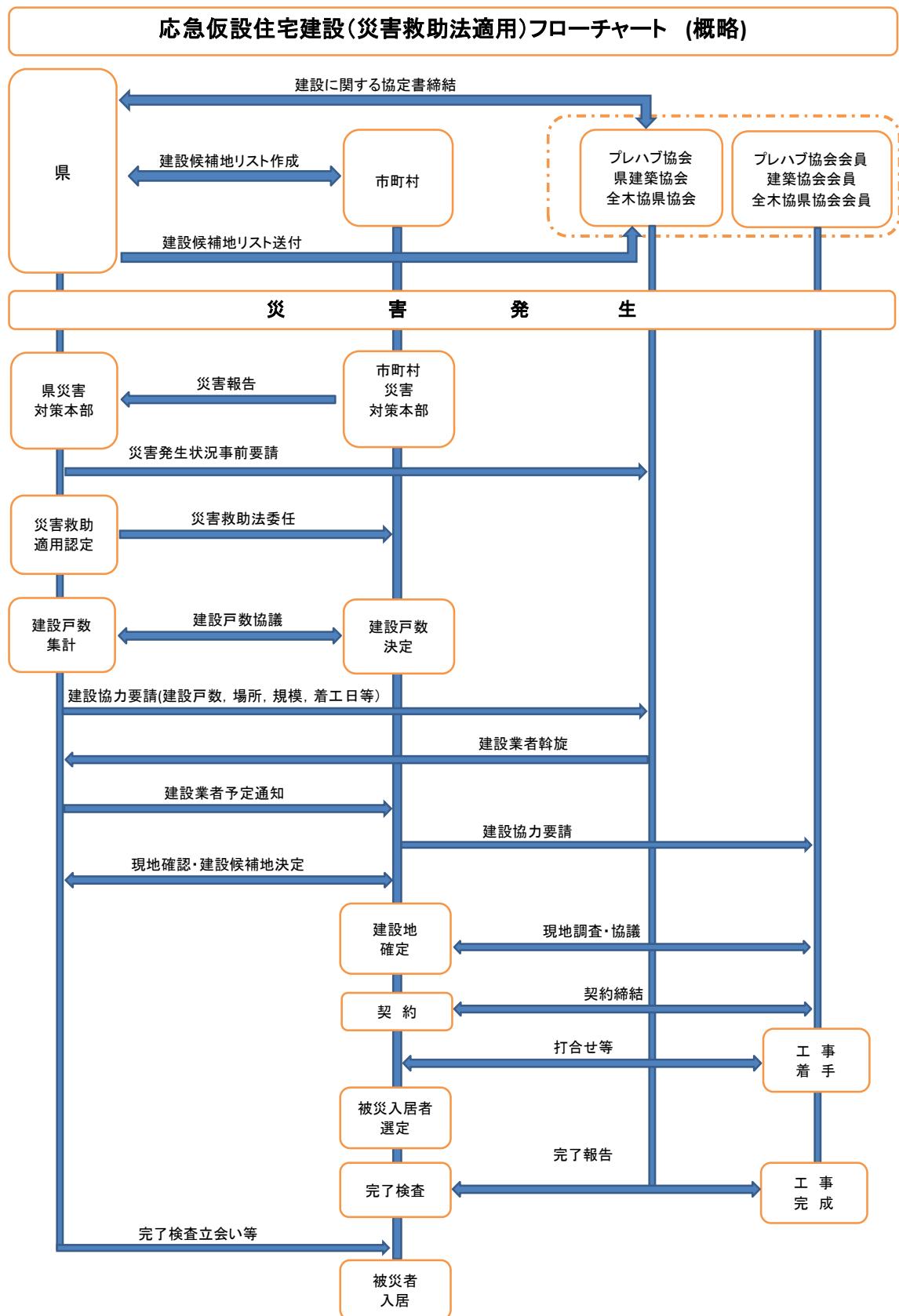
- ・県、市町村は、応急仮設住宅入居者の退去を確認する。
- ・県は、施工業者等に依頼し、応急仮設住宅の撤去、原状回復を行い、建設用地の所有者・管理者、住宅管理者に返還する。
- ・応急仮設住宅は、国庫負担の対象となるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けることになることから、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める件」（昭和41年7月15日厚生省告示第350号）に定める期間（2年）内に、応急救助の目的を達し、応急仮設住宅を処分使用とするときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。処分制限期間を経過したものについては、その経過期間時点における利用状況を報告する。

（※厚生労働省、厚生労働大臣は、内閣府に読み換える）

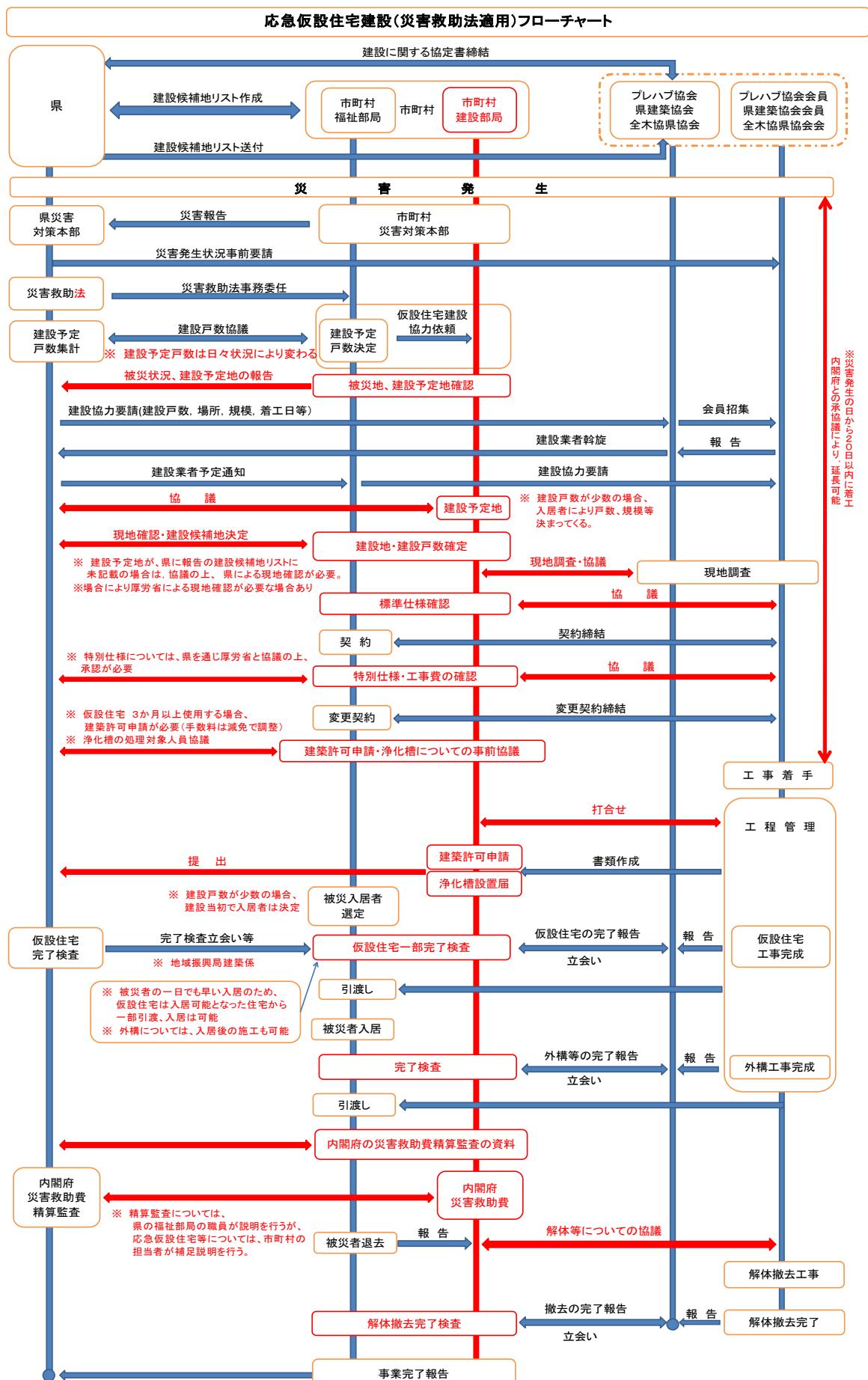
4. 1. 2 応急仮設住宅の再利用

- ・県、市町村は、リース方式の応急仮設住宅は、関係団体・業界等に対して、応急仮設住宅の撤去に伴い発生した建設資材の再利用を働きかける。再利用が不可能な廃材については、適切な処分を業者に依頼する。
- ・県、市町村は、建設資材、住宅設備の再利用に努める。
- ・応急仮設住宅の撤去に伴い建設資材や住宅設備のうち再利用可能なものについては、再利用に努める。すぐに利用する予定のないものの、今後使用する可能性がある場合は、保管場所・保管方法等について検討し、方針案を作成しておき、適切に保管する。
- ・応急仮設住宅（リース契約によるものを除く。）は県の造営物であるが、その目的を達したときは、これを適正な価格によって換価処分し、その負担区分に応じて国庫及び県の収入とするのが原則である。国庫負担の対象となるた応急仮設住宅は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けることになることから、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める件」（昭和41年7月15日厚生省告示第350号）に定める期間（2年）内に、応急救助の目的を達し、応急仮設住宅を処分使用とするときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。（※厚生労働省、厚生労働大臣は、内閣府に読み換える）

【参考資料】



※ 災害救助法の適用されない応急仮設住宅建設は上記に準じ、市町村とプレハブ協会、建築協会、全木協県協会との協議による。



(付表) 連絡担当課一覧

【県】

部署	担当	連絡先	備考
社会福祉課	災害救助法全般	TEL : 099-286-2824／FAX : 099-286-5568 mail : swkikaku@pref.kagoshima.lg.jp	
住宅政策室	応急仮設住宅	TEL : 099-286-3738／FAX : 099-286-5637 mail : jutaku-y@pref.kagoshima.lg.jp	
	県営住宅	TEL : 099-286-3735／FAX : 099-286-5637 mail : jutaku@pref.kagoshima.lg.jp	

【市町村】

市町村名	担当課	連絡先	備考
鹿児島市	住宅課	TEL : 099-216-1361／FAX : 099-216-1389 mail : jutaku@city.kagoshima.lg.jp	
鹿屋市	建築住宅課	TEL : 0994-31-1129／FAX : 0994-41-2936 mail : kenchiku@city.kanoya.lg.jp	
枕崎市	建設課	TEL : 0993-72-1111／FAX : 0993-72-1863 mail : kenchiku-k@city.makurazaki.lg.jp	(内) 326, 336
阿久根市	都市建設課	TEL : 0996-73-1211／FAX : 0996-72-2029 mail : kenchiku@city.akune.lg.jp	
出水市	都市計画課	TEL : 0996-63-4065／FAX : 0996-63-5814 mail : tokei_c@city.kagoshima-izumi.lg.jp	
指宿市	建築課	TEL : 0993-22-2111／FAX : 0993-22-2160 mail : kensetsu-kenchiku@city.ibusuki.lg.jp	
西之表市	建設課	TEL : 0997-22-1111／FAX : 0997-22-2045 mail : kenchiku@city.nishinoomote.lg.jp	
垂水市	土木課	TEL : 0994-32-1111／FAX : 0994-32-6625 mail : t_dobokukanri@city.tarumizu.lg.jp	
薩摩川内市	建築住宅課	TEL : 0996-23-5111／FAX : 0996-23-8389 mail : kenchiku@city.satsumasendai.lg.jp	
日置市	建設課	TEL : 099-273-8871／FAX : 099-273-8877 mail : kenchiku@city.hioki.lg.jp	
曾於市	建設課	TEL : 0986-76-8811／FAX : 0986-76-1122 mail : s-kensetsu@city.soo.lg.jp	
霧島市	建築住宅課	TEL : 0995-64-0909／FAX : 0995-47-1441 mail : jutaku@city.kirishima.lg.jp	
いちき串木野市	都市計画課	TEL : 0996-21-5154／FAX : 0996-21-5192 mail : tokei3@city.ichikikushikino.lg.jp	
南さつま市	建築住宅課	TEL : 0993-53-2111／FAX : 0993-52-0113 mail : kenchi3@city.minamisatsuma.lg.jp	
志布志市	建設課	TEL : 099-474-1111／FAX : 099-474-0466 mail : kentiku@city.shibushi.lg.jp	
奄美市	建築住宅課	TEL : 0997-52-1111／FAX : 0997-52-1354 mail : kenchiku@city.amami.lg.jp	
南九州市	建築住宅課	TEL : 0993-83-2511／FAX : 0993-83-1955 mail : kentiku03@city.minamikyushu.lg.jp	
伊佐市	建設課	TEL : 0995-23-1311／FAX : 0995-26-1202 mail : juutaku@city.isa.lg.jp	
姶良市	建築住宅課	TEL : 0995-66-3409／FAX : 0995-66-2370 mail : jutaku@city.aira.lg.jp	

【市町村】

市町村名	担当課	連絡先	備考
三島村	経済課	TEL : 099-222-3141／FAX : 099-223-1832 mail : keizai12@vill.mishima.lg.jp	
十島村	土木交通課	TEL : 099-222-2101／FAX : 099-239-4961 mail : dobokukoutu@vill.kagoshima-toshima.lg.jp	
さつま町	建設課	TEL : 0996-53-1111／FAX : 0996-52-3514 mail : kensei-kenchi@town.satsuma.lg.jp	
長島町	景観推進課	TEL : 0996-86-1111／FAX : 0996-86-0950 mail : keikan10@town.nagashima.lg.jp	
湧水町	総務課	TEL : 0995-74-3111／FAX : 0995-74-4249 mail : toshikeikaku@town.yusui.lg.jp	(内)2202
大崎町	建設課	TEL : 099-476-1111／FAX : 099-476-3979 mail : kensetsu@town.kagoshima-osaki.lg.jp	
東串良町	建設課	TEL : 0994-63-3131／FAX : 0994-63-3138 mail : kensetsu7@town.higashikushira.lg.jp	
錦江町	建設課	TEL : 0994-22-0511／FAX : 0994-22-1951 mail : kensetsu-j@town.kinko.lg.jp	
南大隅町	建設課	TEL : 0994-24-3129／FAX : 0994-24-3119 mail : kensetsuka@town.minamiosumi.lg.jp	
肝付町	建設課	TEL : 0994-65-2511／FAX : 0994-65-2516 mail : juutaku@town.kimotsuki.lg.jp	
中種子町	建設課	TEL : 0997-27-1111／FAX : 0997-27-3634 mail : naka-kentiku@town.nakatane.lg.jp	
南種子町	建設課	TEL : 0997-26-1111／FAX : 0997-24-1123 mail : kenchiku1@town.minamitane.lg.jp	
屋久島町	建設課	TEL : 0997-42-0100／FAX : 0997-49-1002 mail : m-kentiku@town.yakushima.lg.jp	
大和村	建設課	TEL : 0997-57-2142／FAX : 0997-57-2957 mail : kensetsu@vill.yamato.lg.jp	
宇検村	建設課	TEL : 0997-67-2211／FAX : 0997-67-2987 mail : kensetsu@vill.uken.lg.jp	
瀬戸内町	建設課	TEL : 0997-72-1197／FAX : 0997-72-1120 mail : juutaku@town.setouchi.lg.jp	
龍郷町	建設課	TEL : 0997-62-3111／FAX : 0997-62-2535 mail : kensetsu@town tatsugo.lg.jp	
喜界町	建設課	TEL : 0997-65-3691／FAX : 0997-65-2797 mail : kensetsu-g1@town.kikai.lg.jp	
徳之島町	建設課	TEL : 0997-82-1111／FAX : 0997-82-1101 mail : kensetu@town.tokunoshima.lg.jp	
天城町	建設課	TEL : 0997-85-5375／FAX : 0997-85-3110 mail : lg-kensetu05@town.amagi.lg.jp	
伊仙町	建設課	TEL : 0997-86-3111／FAX : 0997-81-7001 mail : kensetu01@town.isen.lg.jp	
和泊町	土木課	TEL : 0997-84-3520／FAX : 0997-92-3300 mail : ysakae@town.wadomari.lg.jp	
知名町	建設課	TEL : 0997-84-3161／FAX : 0997-93-4038 mail : kensetsu3@town.china.lg.jp	
与論町	建設課	TEL : 0997-97-4928／FAX : 0997-97-4305 mail : kensetu@town.yoron.lg.jp	